

インドネシア会社法に関する報告書

2013年3月

長島・大野・常松法律事務所
弁護士 福井 信雄

目次

はじめに	1
第1章 外国資本による事業形態	3
第1節 概要	3
第2節 駐在員事務所	4
1. 駐在員事務所の種類	4
2. 外国商事駐在員事務所	4
3. 外国駐在員事務所	4
4. 外国建設会社駐在員事務所	5
第2章 会社法	6
第1節 会社法の制定経緯	6
第2節 会社の種類	7
1. 概要	7
2. 公開会社と非公開会社	7
3. 上場会社と非上場会社	10
第3節 会社の設立	11
1. 一人会社の可否	11
2. 外国資本企業の設立手続	16
第4節 定款と定款変更	17
1. 定款記載事項	17
2. 定款の変更	20
3. 登記と公告	22
第5節 資本金	24
1. 資本金	24
2. 現物出資	25
3. 自己株式及び株式持ち合いの禁止	26
4. 株式の買戻し	26
5. 増資	27
6. 減資	29
第6節 株式	31
1. 株式の性質	31
2. 株主名簿	31
3. 種類株式	32
4. 株主の権利	33
5. 株式の譲渡	34

6.	株式担保	35
7.	株主訴訟	36
8.	株式買取請求	36
第7節	事業計画、年次報告及び利益処分	38
1.	事業計画	38
2.	年次報告	38
3.	利益処分	40
第8節	機関	43
1.	概要	43
2.	株主総会	43
3.	役員（取締役及びコミサリス）の選任及び解任	51
4.	取締役・取締役会	55
5.	コミサリス・コミサリス会	60
第9節	組織再編	67
1.	概要	67
2.	合併	67
3.	買収	71
4.	会社分割	77
5.	事業譲渡	78
6.	公開会社による組織再編	79
7.	企業結合法制	82
第10節	検査役による会社の調査	84
1.	概要	84
2.	申立権者	84
3.	申立手続	84
4.	調査費用の負担	85
第11節	会社の法人格の消滅	86
1.	概要	86
2.	解散	86
3.	清算	87

はじめに

日本企業がインドネシアで事業を行う場合、最初に検討しなければならないのが外国直接投資（Foreign Direct Investment）に関する規制である。外国企業が特定の国で事業を行う場合にその国の国内企業とは異なる規制が適用されるのは比較法的に見ても一般的であり、インドネシアにおいても外国人や外国企業が事業を行う場合には、特別の規制に服することになる。この外国直接投資規制は、その国の政治的・政策的な判断の影響を強く受ける法分野である。特に新興国においては、自国の経済を発展させるために外国投資を呼び込むことが不可欠である一方で、自国の産業を保護・育成するために一定の限度で外国投資を制限する必要もあり、規制の内容は時代に応じて流動的である。

インドネシアにおける外国資本による投資は、インドネシア投資法（2007年法25号）（以下、「投資法」という。）及びその下記規則によって規制されている。インドネシアにおいて外国資本が営利目的の事業を行う場合には、原則として、インドネシア会社法（2007年法第40号）（以下、「会社法」という。）に基づきインドネシア国内において設立された株式会社（*Perseroan Terbatas*）を通じて行わなければならない（投資法第5条第1項）。進出の手法としては、株式会社の形態以外に駐在員事務所を設置するという手法もあるが、駐在員事務所では原則営利活動を行うことができないため、外国資本がインドネシア国内で収益を上げる事業を行う場合には、インドネシアの会社法に準拠して設立された株式会社を通して行うのが唯一の選択肢ということになる。したがって、インドネシアへの直接投資を検討する場合には、インドネシアの会社法制を十分に理解しておくことが不可欠である。

かかる問題意識のもと、本調査は、法務省法務総合研究所国際協力部の委託を受けて、インドネシアへの直接投資を検討する日本企業に対して、インドネシアの会社法制に関する情報を提供することを目的として実施されたものである。検討の中心は会社法であるが、投資法、独占禁止法、資本市場法令等関連する法規にも必要な限度で触れるようにした。ただ、後述するように会社法の条文数が少ないことや判例や文献も限られていること、現行の会社法が施行されてからまだ日が浅いことから、細かい条文の解釈や実務上の論点について十分に踏み込めたとはいえない。法律上詳細な規定や注釈がないため、インドネシアでは相対的に実務の運用の重要性が高いと言え、かかる観点から、筆者が現在出向中のWidyawan & Partnersにて実際に案件を扱った経験や現地弁護士からヒアリングした実務の運用に関する情報のなかから有益と思われるものについてもこの報告書のなかに織り込むようにした。本報告書がインドネシアの会社法を理解する際の一つの参考資料になり、インドネシアへの直接投資の道標になれば幸いである。

なお、本報告書をご一読されるにあたっては以下の点にご留意されたい。

1. 本報告書にて「法第〇条」と記載している場合の「法」は、特に注記があるものを除いて会社法を意味する。
2. 本報告書にて、「インドネシア銀行」、「財務省」、「資本市場監督庁」という用語が使用されているが、これらの3つの機関は2013年1月に発足した金融庁(*Otoritas Jasa Keuangan*) にその機能が順次移管されることになっている。ただし、現段階では便宜上、旧法令の規定に従って統合前の各機関の名称で記載している。
3. 本報告書は2013年3月時点の法制度に基づき一般的な情報を記載したものである。本報告書は法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関しては別途法律顧問にご相談されたい。
4. 本報告書に含まれる法的見解は筆者個人の見解であり、筆者が所属する長島・大野・常松法律事務所又は現出向先の Widyawan & Partners の公式な見解ではないことに留意されたい。

第1章 外国資本による事業形態

第1節 概要

外国資本がインドネシア国内において事業を行う場合、株式会社を設立する方法と、駐在員事務所を設置する方法の2つが考えられる¹。株式会社については第2章において詳説するが、本章では駐在員事務所について簡潔に触れる。

駐在員事務所には、①外国商事駐在員事務所、②外国駐在員事務所及び③外国建設サービス会社駐在員事務所という3つの形態が存在する。駐在員事務所は株式会社と異なり設立手続は簡便である一方で、固有の法人格を持たず、またインドネシア国内において許容される事業活動の範囲は限定されている。インドネシアで事業を行う際に株式会社を設立するか、駐在員事務所を設置するかを検討する場合において、一次的にはどのようなビジネスモデルでどのような内容の事業を行うことを想定しているかによって判断することになる。株式会社は、法令及び会社の目的による制限は受けるものの、外資規制の範囲内であればいかなる事業活動も行うことができるため、駐在員事務所に比べて業務範囲に関する制限は小さい。他方で駐在員事務所は、設置に要する手続が比較的簡易であり、また資本金要件がないため設立コストが小さくて済むことなどから、当面想定している業務が駐在員事務所でも可能な場合や、株式会社を設立して本格進出する前段階として市場調査等を行う場合には駐在員事務所を利用する方が適切な場合も多く、実際に利用されている例も少なくない。

¹ かつてはこれに加えて日本法人のインドネシア支店を設置するという方法が認められていた。

第2節 駐在員事務所

1. 駐在員事務所の種類

駐在員事務所には、①外国商事駐在員事務所、②外国駐在員事務所、及び③外国建設会社駐在員事務所という3つの形態が存在する。上述のとおり、駐在員事務所は株式会社と異なり設立手続は簡便である一方で、固有の法人格を持たず、インドネシア国内において許容される業務の範囲は限定されている。また、駐在員事務所は、その形態により許容される業務の内容が異なる。

2. 外国商事駐在員事務所

外国商事駐在員事務所は、商業省によって所管される駐在員事務所²、外国企業の製品の紹介、プロモーション及び販売促進並びに製品に関する情報の提供や外国企業の製品の販売促進のための市場調査及び販売管理等を行うことができる。他方、インドネシア国内での直接的な商品の取引や販売活動、入札への参加、契約の締結等を行うことは禁止されている。

したがって、外国商事駐在員事務所は、インドネシアの国内企業が日本企業等の外国企業の製品を購入（輸入）しインドネシア国内で販売する際のサポート業務や販促活動といったあくまで補助的な立場での業務を行う場合に利用することが想定されている。

3. 外国駐在員事務所

外国駐在員事務所とは、投資調整庁によって所管される駐在員事務所²で、投資調整庁からのライセンスを受けることにより開設することができる。外国企業がインドネシア国内に有する子会社及び関連会社の監督、海外本社との調整、並びに外国資本企業（PMA企業）の設立準備等を行うことができるが、監督及び調整の業務を超えて自ら子会社及び関連会社の事業運営に携わることはできず、自ら収益を上げる行為も禁止されている。

² 法律上は商業省の管轄であるが、実務上は現在インドネシア投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal）（以下、「投資調整庁」という。）の管轄になっており、設置申請についても投資調整庁内に窓口が設置されている。

4. 外国建設会社駐在員事務所

外国建設会社駐在員事務所とは、公共事業省が所管する駐在員事務所、公共事業省からのライセンスを受けることによりインドネシア国内の建設会社と共同で建設プロジェクトを実施することができる。この場合、外国建設会社駐在員事務所は国内の建設会社と共同事業体（Joint Operation）を構成することにより、インドネシア国内に法人を設立することなく、様々な建設プロジェクトへの入札参加、契約締結、実際の建設業務の実施といった業務を行うことができる。外国建設会社駐在員事務所は駐在員事務所でありながら共同事業体という仕組みを利用することで営利目的の事業を行うことができるという点で、外国商事駐在員事務所及び外国駐在員事務所とはその性質を異にするものと言える。

第2章 会社法

第1節 会社法の制定経緯

インドネシアの現行の会社法は2007年に制定されたもので、全161条で構成されている。インドネシアの会社法の歴史を辿るとオランダ統治時代に制定された商法典に遡る。この商法典では、株式会社に相当する法人に関する規定はわずか21条しかなく、その状態が1995年まで続いていた。インドネシアにおいて初めて近代的な会社法が制定されたのが1995年で、これは全129条から成る現在の会社法の前身となる法律である。その後、さらなる経済活動の発展に対応するために会社法の現代化の必要性が生じたことから、2007年に新会社法が制定された。2007年会社法は1995年会社法の改正という位置付けではなく、法的には新法の制定と位置付けられているが、内容的には1995年会社法の規定の多くが2007年会社法にも承継されている。

歴史的な経緯からも推測できるとおり、インドネシアの商法典はオランダ法の影響を多分に受けており、会社法が制定された現代においても、後述するコミサリス会³の制度などオランダ法に由来する制度が残存している。

³ コミサリス会とは取締役会による会社の経営を監督し取締役会に対して助言を行う会社の機関であり、日本の監査役に類似した性格を有する。詳細は本章第8節5.を参照されたい。

第2節 会社の種類

1. 概要

会社法上の会社とは、株式会社 (*Perseroan Terbatas*) を意味し、「契約に基づき設立され、株式に分割される授権資本金をもって企業活動を行い、この法律と施行細則に定められた条件を満たしている法人」と定義されている (法第1条第1号)。日本の会社法上のいわゆる持分会社 (合名会社、合資会社及び合同会社) に類似するタイプの法人に関する規定は会社法では設けられていない⁴。

会社は、設立趣旨と目的を有し、法令、公共の秩序及びモラルに反しない事業を行わなければならない (法第2条)。会社の設立趣旨、目的及び事業内容は設立認可申請書及び定款の必要的記載事項である (法第9条第1項c. 及び法第15条第1項b.)。

株主は、会社の名前で締結した契約上の責任を個人的に負うことはなく、かつ会社が被った損失に関して、自己が保有する株式の価値を超えて責任を負うことはない (法第3条第1項)。株主有限責任の原則である。その上で、例外的に株主が個人責任を負う場合として、①会社が法人としての要件を満たしていない場合、②株主が個人の利益の追及のために直接又は間接に悪意を持って会社を利用する場合、③会社の行った違法行為に株主が関与した場合、及び④株主が直接又は間接に法令に反して会社資産を利用し債務超過に陥った場合を規定している (同条第2項)。いわゆる法人格否認の法理と呼ばれるもので、日本法と異なり法文上明記されている⁵。

2. 公開会社と非公開会社

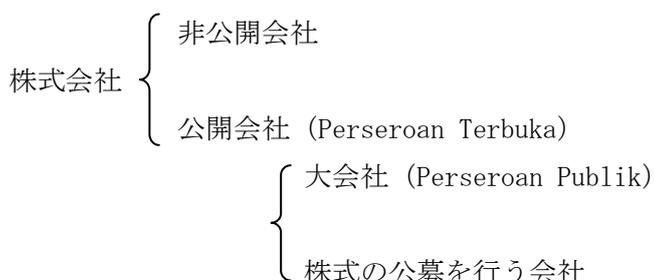
会社法上、株式会社の種類として“*Perseroan Publik*”と“*Perseroan Terbuka*”という2つの異なる概念が定義されている。“*Perseroan Publik*”とは、「資本市場法令において規定される株主数と払込資本金額の要件を満たす会社」を意味し (法第1条第8号)、現在の規定では株主300人以上かつ払込資本金額30億ルピアの会社がこれに該当する⁶。“*Perseroan Terbuka*”とは、「①“*Perseroan Publik*”又は②資本市場法令に従って株式の公募を行う会社」を意味する (同条第7号)。“*publik*”とは“*Public*”を意味し、“*Terbuka*”とは“*Open*”を意味しており、“*Perseroan Publik*”を直訳す

⁴ 株式会社以外の企業形態としては、個人事業体及びパートナーシップが存在する。パートナーシップには、民法典において規定されているパートナーシップ (*persekutuan perdata*) 並びに商法典において規定されているパートナーシップである *persekutuan firma* (*venootschap onder firma*) 及び *persekutuan komanditer* (*commanditaire vennootschap*) の3種類のパートナーシップが存在する。いずれも外国資本には利用できない企業形態である。

⁵ 日本の法人格否認の法理は、会社法上明文の規定はないものの、判例理論によれば、①法人格の濫用又は②法人格の形骸化が認められる場合に、法人格が否認されると解されている。

⁶ 資本市場法 (1995年法第8号) 第1条第22号

れば「公開会社」という表現になるが、上述のとおり日本法上の公開会社⁷とは異なる概念であり、むしろ一定の規模以上の会社を意味する日本法上の「大会社」⁸に類似する概念として理解すべきであろう。そこで以下、便宜的に“Perseroan Publik”を「大会社」、「Perseroan Terbuka」を「公開会社」と訳すこととする。



会社法上、公開会社及び大会社にのみ適用される規定は次のとおりである。

(1) Perseroan Terbuka (公開会社) に対して適用される条項

- ① 第 16 条第 3 項 公開会社は会社名の後に略称である “Tbk.” を付ける。
- ② 第 21 条第 2 項 f. 非公開会社が公開会社になる、またその逆の場合も定款の変更の際に大臣の承認を要する。
- ③ 第 29 条第 4 項 会社の登記事項である株主の氏名及び住所の記載について、公開会社については資本市場法令の規定に従う。
- ④ 第 50 条第 5 項 株主名簿の作成について、公開会社は資本市場法令に従うが、資本市場法令に会社法と異なる定めがない場合には、会社法の規定に従う。
- ⑤ 第 68 条第 1 項 c. 公開会社の取締役会は会社の財務諸表に関して、公認会計士の監査を受けなければならない。
- ⑥ 第 76 条第 2 項 公開会社の株主総会はその株式を上場している場所で開催することができる。
- ⑦ 第 79 条第 10 項 公開会社の株主総会は、資本市場法令に反しない限り、

⁷ 日本法上の公開会社とは、「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。」と定義されており（日本の会社法第 2 条第 5 号）、規模の大小とは無関係の概念である。

⁸ 日本法上の大会社とは、次のいずれかの要件に該当する会社と定義されている。「イ 最終事業年度に係る貸借対照表（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が五億円以上であること。ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。」（日本の会社法第 2 条第 6 号）

- 会社法の規定に従う。
- ⑧ 第 80 条第 8 項 第 80 条第 1 項に規定された株主による株主総会招集許可申請の手続は、株主総会開催の公表義務及び資本市場法令で規定される株主総会開催条件を遵守することを条件に、公開会社にも適用される。
 - ⑨ 第 83 条第 1 項 公開会社は、資本市場法令に従って、株主総会招集前に招集を行う予定であることを公表しなければならない。
 - ⑩ 第 85 条第 7 項 株主による議決権の行使及び総会議長による株主総会の運営について、公開会社には資本市場法令の規定も適用される。
 - ⑪ 第 88 条第 5 項 第 88 条第 1 項乃至第 3 項に規定された定足数及び決議要件については、資本市場法令に異なる定めがない限り、公開会社にも適用される。
 - ⑫ 第 89 条第 5 項 第 89 条第 1 項乃至第 3 項に規定された定足数及び決議要件については、資本市場法令に異なる定めがない限り、公開会社にも適用される。
 - ⑬ 第 92 条第 4 項 公開会社は少なくとも 2 名の取締役を選任しなければならない。
 - ⑭ 第 106 条第 9 項 第 106 条第 4 項及び第 8 項の規定（監査役会が取締役を停職させた場合）に基づいて株主総会を開催する場合は、公開会社には資本市場法令が適用される。
 - ⑮ 第 108 条第 5 項 公開会社は少なくとも 2 名の監査役を選任しなければならない。
 - ⑯ 第 123 条第 5 項 第 123 条第 1 項乃至第 4 項の吸収合併に関する規定は、資本市場法令に異なる定めがない限り、公開会社にも適用される。
 - ⑰ 第 137 条 第 8 章（合併、株式譲渡、会社分割）の規定は、資本市場法令に異なる定めがない限り、公開会社にも適用される。
 - ⑱ 第 154 条第 1 項 会社法の規定は、資本市場法令に異なる定めがない限り、公開会社にも適用される。
- (2) Perseroan Publik (大会社) に対して適用される条項
- ① 第 24 条第 1 項 大会社基準を満たした会社は基準を満たした日から 30

日以内に、第 21 条第 2 項 f. の規定に沿って定款変更を行わなければならない。

② 第 25 条第 1 項

非公開会社が公開会社に定款変更する場合には、(i) 大会社の場合には、資本市場監督庁に Statement of Registration が有効に受理された日、(ii) 株式を公募する会社の場合、資本市場監督庁に Declaration of Registration を提出し、有効に公募が開始された日に定款変更の効力が生じる。

3. 上場会社と非上場会社

上場会社とは、証券取引所で株式の売買がなされている会社を意味する。インドネシアの証券取引所は、現在はジャカルタに本拠を有するインドネシア証券取引所 (IDX) の 1 箇所のみである。インドネシア証券取引所は、ジャカルタ証券取引所とスラバヤ証券取引所が 2007 年に統合して誕生した証券取引所で、2013 年 3 月現在で約 450 社の株式が取引されている。上場会社の基本的な情報はインドネシア証券取引所のウェブサイト (<http://www.idx.co.id/index-EN.html>) で公開されており誰でも閲覧することができる。上場会社は会社法及び資本市場法令に加え、インドネシア証券取引所が定める上場規制の適用を受けることになる。

会社法上は、「上場会社」と「非上場会社」という概念の区別はなされておらず、上述の大会社及び公開会社という区分がなされているのみである。事実上、この公開会社及び大会社に含まれる株式会社の多くは上場会社であるが、理論的には非上場の公開会社や大会社も存在する。すなわち、大会社の要件が株主 300 人以上かつ払込資本金額 30 億ルピア以上であるのに対して、現在のインドネシア証券取引所の上場規制では、上場会社は最低 500 人（有形純資産が 50 億ルピア以上でかつ事業開始から 12 ヶ月以上経過している会社の場合）、又は 1,000 人（有形純資産が 1,000 億ルピア以上でかつ事業開始から 36 ヶ月以上経過している会社の場合）の株主を有していなければならないとされており、この点において上場会社と会社法上の「大会社」又は「公開会社」という概念は一致していない。

第3節 会社の設立

1. 一人会社の可否

会社法上、株式会社は2名以上の発起人によって設立される（法第7条第1項）。これは、株式会社は「契約に基づき設立される」法人であると定義されている（法第1条第1項）ことから導かれる要件であると解されている⁹。またここで言う発起人は、法人・自然人いずれでも構わない。

発起人は必ず設立時に会社の株式の一部を引き受けなければならない（法第7条第2項）¹⁰、したがって、会社の設立時には少なくとも2名の株主がいなければならない¹¹。会社の設立後、何らかの理由で株主が1名になった場合には、第三者に既存の株式を譲渡するか新株を発行することにより、6ヶ月以内に2名以上の株主が存在する状態に戻さなければならない（同条第5項）。仮に6ヶ月経過後も株主が1名の状態が続いている場合には、当該唯一の株主は会社が締結した全ての契約及び被った損失について個人責任を負わなければならない、また管轄の地方裁判所は利害関係人の申立てにより会社の解散を命ずることができる（同条第6項）。なお、ここでいう「利害関係人」とは、検察庁、株主、取締役会、コミサリス会、会社の従業員、債権者等を指すとされている。株式会社が株主間の契約に基づき設立されるものであるという考え方を敷衍すれば、株主が1名になることは会社としての本質に反する状態ということになり、その状態が6ヶ月の猶予期間を超えて継続する場合には、唯一の株主と当該会社は事実上同一の法主体であるとみなし、申立てがあれば解散命令を出すことで強制的に会社の法人格を奪うことができるとしたものである。

(1) 設立証書 (Deed of Establishment) の作成

株式会社は2名以上の発起人がインドネシア語の設立証書を締結することによって設立される（法第7条第1項）¹²。設立証書の本体部分は定款によって構成されており、定款に加えて少なくとも次の事項が記載される（法第8条第1項及び

⁹ 日本の会社法下では1名での会社の設立も可能である。

¹⁰ 日本の会社法上、発起人によって全ての株式が引き受けられる発起設立と発起人以外の第三者によって株式の一部が引き受けられる募集設立と二通りの会社設立手続が定められているが、インドネシア会社法上はその区別はされていない。ただ、発起人が株式の一部を必ず引き受けなければならないという点以外は明文の規定はなく、発起人以外の第三者が株式を引き受けることも許容されると思われるが、実務的には発起人と設立段階の株主は完全に一致するケースが多い。

¹¹ 実質的に独資100%で会社を設立する場合には、自社の子会社又は関連会社に株式の一部を引き受けさせるのが一般的である。会社の代表者等の個人が引き受けることも可能であるが、投資法上名義貸しが無効と明記されているため、個人が株主になる場合には当該個人が実質的に出資を行う必要があることに注意が必要である。

¹² 設立証書の原本はインドネシア語で作成されるため、外国法人が発起人になる場合、実務的には先に英語訳でその内容を固め、それをインドネシア語に翻訳するという手順を踏むのが一般的である。

第2項)。

- ① 自然人の発起人については、氏名、出身地、生年月日、職業、住所及び国籍、法人の発起人については、会社名、本店所在地、住所、法務人権大臣の設立認可番号及び認可日
- ② 取締役とコミサリスの氏名、出身地、生年月日、職業、住所及び国籍
- ③ 既に払い込まれた株式の株主名、所有株式明細及び株式の額面価格

この設立証書は公証人がインドネシア語で作成し、全ての発起人が公証人の前で署名することで正式な証書としての効力を生じる¹³。設立証書の効力が生じた時点ではまだ会社の法人格は生じておらず、法務人権大臣宛てに会社の設立認可申請を行う際にこの設立証書が必要書類の一つとなる。

(2) 会社設立の認可申請

株式会社の発起人は、会社の設立証書に署名した日から60日以内に、株式会社の設立認可申請を法務人権大臣に提出しなければならない(法第10条第1項)。設立認可申請は、設立認可申請書及び政令で定める付属書類(同条第2項)を電磁的な方法により提出することで行う(法第9条第1項)。設立認可申請書に記載される事項は次のとおりである。

- ① 会社の商号と本店所在地
- ② 会社の存続期間
- ③ 会社の設立趣旨、目的及び事業内容
- ④ 授權資本、引受資本及び払込資本
- ⑤ 会社の住所

上述の電子システムにより認可申請書及び付属書類が適式に提出された場合には、法務人権大臣は直ちに電子的な方法で当該申請に不備がない旨直接通知し(法第10条第3項)、不備がある場合には、理由を付して不受理の通知をする(同条第4項)。

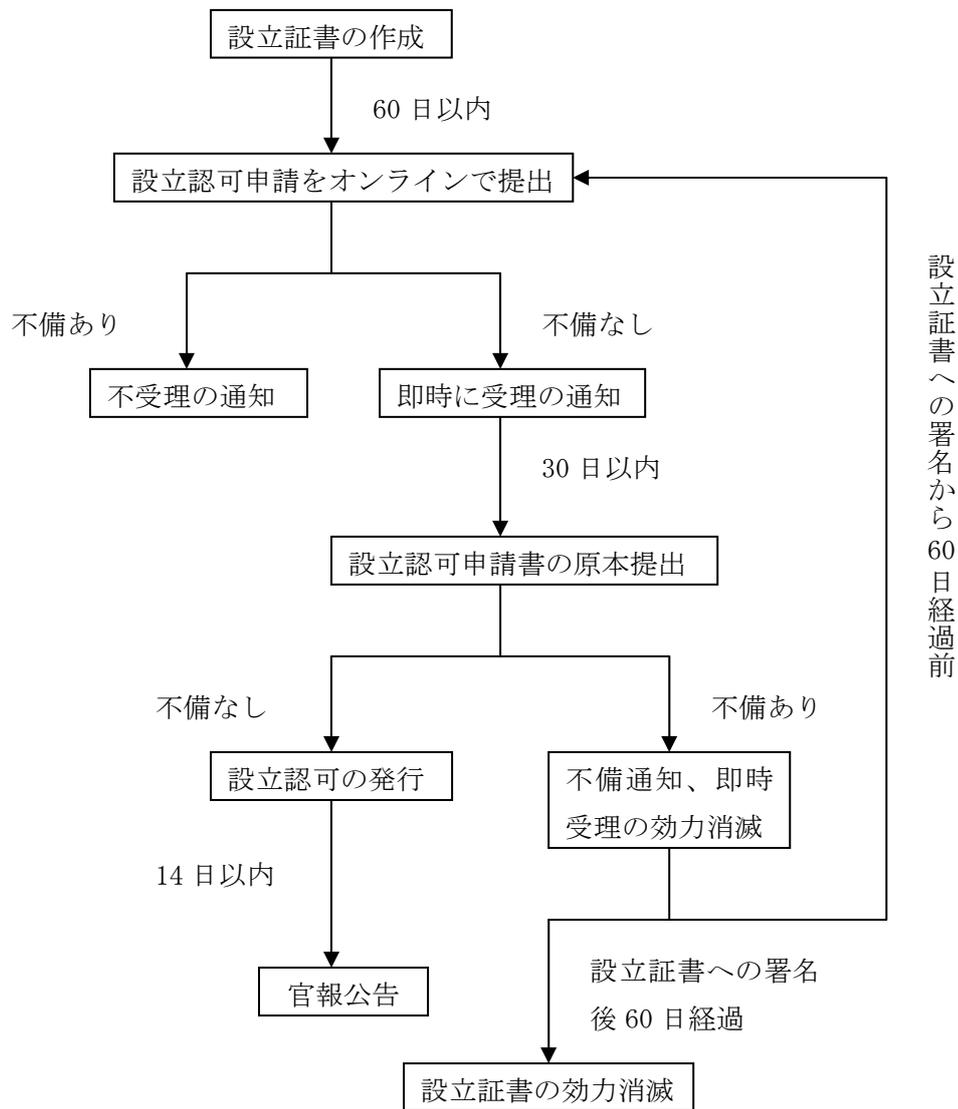
法務人権大臣から認可申請書が適式に受理された旨の通知を受けた場合、申請者

¹³ 発起人が法人である場合、この公証人の面前での署名の要件を満たすためには、法人の代表者自ら面前で署名するか、事前に委任状を発行して第三者に署名権限を委任するかのいずれかの方法が取られる。実務的には委任状を使うことが圧倒的に多い。外国法人の場合には、この委任状の作成において、自国のインドネシア大使館での認証の手続を取る必要がある。

は通知を受けた日から 30 日以内に電子システムによって提出した認可申請書及び付属書類の原本を提出する（法第 10 条第 5 項）。これらの原本の提出を受けた法務人権大臣は、14 日以内に電子署名のある設立認可書を発行する（同条第 6 項）。申請者が 30 日以内に原本の提出をしなかった場合、又は提出書類に不備があった場合には、法務人権大臣は電子的方法でその旨通知し、この場合、同条第 3 項の規定に従ってなされた認可申請書の受理通知は無効になる（同条第 7 項）。ただし、申請者は会社の設立公正証書に署名がなされた日から 60 日以内であれば、同条第 1 項の規定に従って再度設立申請書を提出することができるが（同条第 8 項及び第 10 項）、60 日以内に申請がなされない場合には、設立公正証書は無効になり、（まだ法人格を取得していない）会社は解散され、発起人によって整理されることになる（同条第 9 項）。

法務人権大臣は、会社設立認可を発行した場合、認可日から 14 日以内に官報にて設立証書及び設立認可を公告する（法第 30 条第 1 項 a）。上記の 절차를フローチャートにまとめると以下のとおりとなる¹⁴。

¹⁴ なお、一連の申請手続は公証人が直接の窓口となって行われ、当事者が直接法務人権大臣宛に書類の提出等を行うことはない。インドネシアの公証人（*Notaris*）は、弁護士と並ぶ法曹資格で、法学部でのカリキュラムに加えて、公証人になるための専門プログラムを修了することが公証人になるための要件とされている。実務上、会社の設立証書の作成や法務人権省への申請・届出、株式や不動産を譲渡する場合の譲渡証書の作成など公証人の資格がなければ扱うことができない法律業務も多い。



(3) 設立中の会社

会社の設立中に発起人が会社のために行った法律行為については、会社が法人格を取得していない段階での法律行為である以上、法の原則からは当該発起人に権利義務が帰属することになる。そこで会社法は、設立中の会社に関連する法律行為を次の3つの類型に分類し、それぞれ一定の手続を経ることで、当該法律行為の権利義務を会社に帰属させることを可能にしている。

① 発起人による株式保有及び出資金の払込に関する法律行為

会社の設立段階において、発起人は一定の株式を引き受ける義務を負うところ、かかる株式保有及び出資金の払込に関する法律行為は設立証書に記載されなければならない（法第 12 条第 1 項）。具体的な記載の仕方としては、当該法律行為がなされたことを示す証書が①公正証書でない場合には、かかる証書を設立証書に添付し、②公正証書である場合には、かかる公正証書の書類番号、作成日付、作成した公証人の名前及び住所を設立証書のなかに記載する（同条第 2 項及び第 3 項）。この要件を満たさない場合には、当該発起人の法律行為の権利義務を会社に帰属させることはできず、会社もこれらの法律行為に拘束されない（同条第 4 項）。

② 発起人による設立前の会社のための法律行為

発起人が会社の設立前に会社のために行った法律行為は、会社の設立後最初に開催される株主総会において、議決権を保有する全株主が出席しかつ出席株主の全会一致の承認が得られた場合にのみ、当該法律行為から発生する全ての権利義務を会社に帰属させることができる（法第 13 条第 1 項及び第 3 項）。かかる株主総会は会社が法人格を取得した日から 60 日以内に開催されなければならない（同条第 2 項）、60 日以内に株主総会が開催されない場合又は開催されたものの議決権を保有する全株主による全会一致の承認が得られなかった場合には、かかる法律行為の効果は当該発起人に帰属することになる（同条第 4 項）。ただし、会社設立前に発起人が会社のために行った法律行為について他の全ての発起人から書面による承認を受けている場合には、会社設立後の株主総会による承認決議は不要である（同条第 5 項）。

③ 設立前の会社の名前による法律行為

会社が法人格を取得していない段階では、会社を権利帰属主体とする法律行為を行うことはできないのが原則であるが、会社法はその例外として、全ての取締役が全ての発起人及び全てのコミサリスと共同で行う場合に限り会社名義での法律行為を認めている（法第 14 条第 1 項）¹⁵。かかる法律行為に関しては取締役、発起人及びコミサリス全員が連帯してその責任を負うが、会社が法人格を取得した時点で全ての権利義務は自動的に会社が承継する（同条第 3 項）。他方、法人格を取得する前の会社名義で発起人が単独で行った法律行為は、当該発起人に権利義

¹⁵ 実務的には、会社の設立前に会社の事業用地や事務所を確保する必要があり、その場合に設立前の会社名義で不動産売買契約や賃貸借契約の締結を求められることがありうる。

務が帰属し、会社は設立後も当該法律行為に当然には拘束されないが（同条第 2 項）、会社が法人格を取得後に開催される最初の株主総会（法人格を取得してから 60 日以内に開催されなければならないのは上述のとおり）において株主の全会一致で承認された場合に限り、会社が当該法律行為に基づく権利義務を承継する（同条第 4 項）。

2. 外国資本企業の設立手続

外国資本がインドネシアにおいて会社を設立する場合には、上述した会社法上の会社設立手続を開始する前に、投資法に基づき投資調整庁に対して投資承認申請を行うことが義務付けられている。ここでいう「外国資本」とは、外国、外国人、外国法人に加えて、資本の一部又は全てを外国、外国法人又は外国人が保有するインドネシア法人を意味し（投資法第 1 条第 8 号）、つまり、外国資本が一部でも入っているインドネシア法人は、投資法上「外国資本」に分類される。かかる外国資本が単独で又はインドネシアの内国資本との合弁で会社を設立する場合には、投資法及びその下位規則である大統領令 2010 年第 36 号に規定される業種毎の外資規制（通称ネガティブリスト）が適用される。

第4節 定款と定款変更

1. 定款記載事項

インドネシアの会社法では、会社とは発起人間の契約に基づき設立されるものと定義されていることは上述のとおりであり、会社の定款は会社の根本規範であるとともに、この「契約」の実質的内容を規定したものと位置付けることができる。他方で定款は設立証書の重要な部分を構成し、その原本は公証人によって作成されることから一定の様式を備えたものでなければならない。会社法上は、定款の必要的記載事項として以下の(1)乃至(9)の項目を挙げており（法第15条第1項）、それ以外の事項については会社法に違反しない限度で規定することが認められている（同条第2項）¹⁶。

(1) 会社の商号と本店所在地

インドネシアの株式会社は、社名の前に株式会社を意味する“Perseroan Terbatas”又はその略称である“PT”を付さなければならない（法第16条第2項）。また、当該会社が公開会社の場合には、それに加えて会社名の後ろに“Tbk.”¹⁷を付さなければならない（同条第3項）。

また、会社の商号に関しては、以下の名称の使用が禁止されている（法第16条第1項）。

- ① 他の会社が既に正式に使用している名称、又はそれと実質的に同一の名称
- ② 公序良俗に反する名称
- ③ 国家機関、政府機関又は国際機関の名称と同一の名称（当該名称を使用することについて当該機関から承認を得ている場合を除く）
- ④ 会社の設立趣旨、目的若しくは事業内容に相応しくない名称、又は名称がなく、会社の設立趣旨及び目的のみを示しているもの
- ⑤ 数字若しくは連続した数字、又は意味を成さない文字若しくは連続した文字の名称
- ⑥ 会社、法人又はパートナーシップを意味する名称

なお、会社の設立申請時においては、会社法上の規定に反しない商号を使用しているかを確認する必要があるため、会社の設立申請に先立ってまず会社の商号の

¹⁶ 実務上、定款に規定することができる事項については、公証人との間での摺合せが必要になる。特に合弁契約を締結する場合には、合弁契約に規定した事項は可能な限りそのままの文言で定款に落とし込むことが望ましいが、会社法に反しない規定であってもあらゆる合意が定款に落とし込めるわけではないことに留意する必要がある。

¹⁷ Tbk.とはインドネシア語で「開かれた」を意味する Ter buka の略称である。

申請を行わなければならない（法第 9 条第 2 項）¹⁸。かかる商号の申請手続及び商号の使用に関する詳細については政令によって規定される（法第 16 条第 4 項）¹⁹。

会社はインドネシア国内にその本店所在地を定めなければならない、定款上は市（*kota*）又は郡（*kabupaten*）まで特定すれば足りるとされている（法第 17 条第 1 項及び第 2 項）。なお、定款記載事項ではないものの、会社の設立認可申請の際には会社の完全な住所の提出が必要である（法第 9 条第 1 項）²⁰。

(2) 会社の設立趣旨、目的及び事業内容

会社は定款に会社の設立趣旨、目的及び事業内容を定めなければならない（法第 18 条）。この会社の「設立趣旨」及び「目標」とは、会社の主要な事業を意味し、「事業内容」とは会社が設立趣旨及び目的を達成するために行う事業を意味し、定款にはその詳細について規定しなければならないとされている²¹。

(3) 会社の存続期間

会社はその存続期間を定款に記載しなければならない。存続期間は有限とも無限とも設定することができ（法第 6 条）、実務上は、特別な事情がある場合を除き無限の存続期間を設定するのが一般的である。有限の期間を定めた場合には、当該期間の経過により会社は当然に解散し、清算の手続に入る（法第 142 条第 1 項 b. 及び法第 145 条）。なお、定款変更の手続によって当初定めた会社の存続期間を変更することは可能であるが（法第 21 条第 2 項 c.）、その場合、会社は当初の存続期間が終了する日の 60 日前までに定款変更に関する承認申請を法務人権大臣宛に行わなければならない（法第 22 条第 1 項）、法務人権大臣は当初の存続期間が終了する前までに存続期間の変更を承認しなければならない（同条第 2 項）。

¹⁸ 外国資本が会社設立手続を行う場合、投資調整庁に対する投資承認申請の段階で使用予定の商号を申請書に記載しなければならない。実務上は、投資承認申請書を提出する前の段階で類似商号の有無を含めた当該商号の使用の可否について法務人権省に対して確認の上、当該商号をリザーブしておくのが一般的である。有名な企業の商号が冒用されるケースも多いことから、使用予定の商号は早い段階で押さえておくことが望ましい。

¹⁹ これを受けて株式会社の商号の提出及び使用に関する政令（2011 年政令第 43 号）が制定され、同政令において商号の提出及び使用に関する詳細な規定が置かれている。

²⁰ したがって、定款上、市又は郡レベルの行政区画まで特定すれば足りることの意味は、同一行政区画内で本店所在地を変更した場合に定款変更が不要という点にある。

²¹ 日本の会社法下では、定款には会社の目的を記載することとされており、会社が目的外の行為を行うことができるかという点について争いがあったことから、実務的には定款における会社の目的を極めて広く規定するというやり方が一般的である。インドネシアにおいても内国会社の場合には想定されるあらゆる業務を列挙している定款をよく目にするが、外国資本企業の場合には、定款に記載する事業内容は投資調整庁から取得した投資承認書に記載の事業内容と平仄を揃える必要があることから、記載できる内容は限定的である。

(4) 授権資本、引受資本、払込資本の金額

会社法上、資本の種類として、①授権資本、②引受資本及び③払込資本の3種類が規定されており、いずれも定款記載事項である。①授権資本の額は株式の額面価額の合計金額と定義されており（法第31条第1項）、設立段階では少なくとも授権資本額の25%が引き受けられ、実際に払い込まなければならない。②引受資本は株主に引き受けられた資本の額、③払込資本は実際に株主に払い込まれた資本の額を意味する。旧会社法上は引受資本と払込資本は一致しない場合もありえたが、現行会社法上は株主によって引き受けられた株式は全額払い込まなければならないため（法第31条第1項及び第3項）、この2つの概念を区別する実益はない。

(5) 株式数、株券の種類と種類毎の株数、株式に付帯する権利、一株の額面価格

株式に関する基本的な情報も定款の必要的記載事項である。授権資本及び払込資本毎に株式数、株券の種類と種類毎の株式数（種類株式を発行する場合）、株式に付帯する権利及び株式の額面価格を定めなければならない。株式に関する詳細については本章第6節を参照されたい。

(6) 取締役及びコミサリスの役職及び人数

会社法上、取締役及びコミサリスの役職及び人数に関しては、定款で定めるとされている。役職については代表取締役、代表コミサリスの役職を設置している会社が多い。取締役及びコミサリスに関する人数についても原則制限はなく、通常会社であればいずれも1名以上で足りる²²。

(7) 株主総会の開催場所と運営方法

株主総会の開催と運営方法については、会社法上も一定の手続規定が置かれており（法第75条以下）、開催場所及び運営方法については、かかる手続規定に抵触しないように定款で定めなければならない。詳細については本章第7節で述べるが、例えば開催場所についてはインドネシア国内の会社の本店所在地又は主要な

²² 一部の業種や上場会社等については取締役やコミサリスの人数に関して一定の条件（最低人数）を設定している場合があるので注意が必要である。

事業を行っている場所で開催しなければならない（法第 76 条第 1 項）。株主総会の運営については、招集手続及び議事進行手続については会社法の規定に沿った文言を定款に規定するのが通例である。定足数及び決議要件については法定の要件を軽減することはできないが、加重することは認められている。

(8) 取締役及びコミサリスの選任、交代及び解任に関する手続

取締役及びコミサリスの選任、交代及び解任に関する手続についても、会社法は特段定めを置いておらず、定款で規定することとされている（法第 94 条第 4 項、法第 111 条第 4 項）。詳細については本章第 8 節で述べる。

(9) 利益処分及び配当に関する手続

利益処分及び配当に関する手続については会社法にも一定の定めがあり、それに沿った規定を定款に置くのが一般的である。また、中間配当を実施するためには、定款上、中間配当に関する規定を置くことが必要である。詳細は本章第 7 節で述べる。

なお、①株式から確定利息を受け取る規定、及び②発起人又は第三者に対して個人的な便益を供与する規定を定款上定めることは禁止されている（法第 15 条第 3 項）。

2. 定款の変更

会社の定款を変更する場合、株主総会の決議が必要となる（法第 19 条）。この決議は、定款で要件を加重しない限り、議決権ベースで 3 分の 2 以上の株主が出席し（代理出席も可）、出席株式数の 3 分の 2 以上の賛成により可決される（法第 88 条第 1 項）。株主総会で定款変更に関する決議を行う場合には、株主総会招集通知において定款変更に関する議題を明記しなければならない（法第 19 条第 2 項）。

定款変更は、変更する内容によって、法務人権大臣の承認を必要とするものと、届出で足りるものの二種類がある。法務人権大臣の承認を要するのは、以下の事項に係る変更である（法第 21 条第 1 項及び第 2 項）。

- ① 会社の商号及び/又は本店所在地
- ② 会社の設立趣旨、目的及び事業内容
- ③ 会社の存続期間

- ④ 授権資本の増加又は減少
- ⑤ 引受資本及び払込資本の減少
- ⑥ 非公開会社が公開会社になる場合又はその逆の場合²³

上記以外の事項に関する定款変更の場合には、法務人権大臣への事後の届出で足りる（同条第3項）。かかる法務人権大臣への承認申請又は届出は、株主総会の定款変更決議後に、公証人が株主総会議事録をインドネシア語で公正証書の形式で作成し（同条第4項）、当該公正証書の日付から30日以内に法務人権大臣へ提出する方法により行う（同条第7項及び第8項）²⁴。なお、かかる株主総会議事録に記載されていない定款変更がある場合には、当該株主総会后30日以内に別途株主総会議事録を公正証書の形式で作成し、同様の手続で大臣への承認申請又は届出を行う（同条第5項）。なお、かかる承認申請又は届出を行わずに30日を経過した場合には、それ以降定款変更の承認申請又は届出は受理されず（同条第9項）、したがって定款変更の効力は生じない。定款変更の効力は、法務人権大臣の承認が必要なものについては大臣から承認書が発行された日をもって、法務人権大臣への届出で足りるものについては当該届出に係る受理書が発行された日をもって、それぞれ効力を生じる（法第23条第1項及び第2項）。ただし、この効力発生の時期に関して2つの例外が規定されている。

(1) 非公開会社が公開会社の要件を満たした場合

非公開会社が公開会社の基準を満たした場合、基準を満たした日から30日以内に公開会社への定款変更を行わなければならない（法第24条第1項）。この場合、定款変更の効力発生日は次のとおりとなる（法第25条第1項）。

- ① 大会社の場合には、資本市場監督庁に対して登録届出書を提出した日
- ② 株式の公募を行う会社の場合には、資本市場法令に従って資本市場監督庁に対して株式公募申請をして株式の公募を開始した日

仮に、①の場合に登録届出書が無効とされたとき、又は②の場合に会社が株式の公募を行わなかったときには、会社は定款変更について法務人権大臣が承認した日から6ヶ月以内に定款の再変更（公開会社から非公開会社への変更）を行わなければならない（同条第2項）。

²³ 非公開会社が公開会社になる場合、又は公開会社が非公開会社になる場合には、いずれも定款の全面改訂が必要になることから、定款全体が法務人権大臣の承認の対象となる。

²⁴ 法務人権大臣に対する承認申請及び届出は、実務上は公証人を通じて行われる。

(2) 合併又は買収に伴う定款変更

合併又は買収に伴う定款変更の効力は、次に規定するいずれかの日に生ずる（法第 26 条）²⁵。

- ① 法務人権大臣の承認が必要な事項については、法務人権大臣への定款変更申請の承認日又は承認書に記載されるそれ以降の日
- ② 法務人権大臣への届出で足りる事項については、法務人権大臣への定款変更届出の受理日又はそれ以降の日で当事者の合意に基づき合併証書又は買収証書に記載される日

なお、定款変更の申請は、①定款変更手続が法令に反している場合、②変更内容が法令又は公序良俗に反する場合、又は③減資に関する定款変更で株主総会の決議に債権者の同意が得られない場合²⁶には、受理されない（法第 27 条）。

その他、定款変更の承認申請手続及びその不受理に関する規定は、会社設立時に行う設立証書の承認申請手続及びその不受理に関する規定を定めた法第 9 条乃至第 11 条の規定が準用される（法第 28 条）。

3. 登記と公告

(1) 登記

会社の登記は、法務人権大臣によって維持管理される（法第 29 条第 1 項）。法定の会社の登記事項は次のとおりである（同条第 2 項）。

- ① 商号、本店所在地、会社の設立趣旨、目的及び事業内容、存続期間並びに資本金
- ② 会社の住所
- ③ 設立証書の番号及び日付並びに法務人権大臣からの設立認可書の番号及び日付
- ④ 定款変更証書の番号及び日付並びに法務人権大臣の定款変更承認（定款の変更内容が法務人権大臣の承認事項の場合）
- ⑤ 定款変更証書の番号及び日付並びに法務人権大臣への定款変更届出の受理日（定款の変更内容が法務人権大臣への届出事項の場合）

²⁵ 合併・買収の手続については本章第 9 節 2. 及び 3. を参照されたい。

²⁶ 減資の際の債権者保護手続については本章第 5 節 6. を参照されたい。

- ⑥ 設立証書及び定款変更証書を作成した公証人の名前及び居住地
- ⑦ 株主²⁷、取締役及びコミサリスの名前及び住所
- ⑧ 法務人権大臣に届け出られた会社の解散証書又は裁判所の解散命令の番号及び日付
- ⑨ 会社の法人格の消滅
- ⑩ 監査義務対象会社²⁸の貸借対照表及び損益計算書

これらの登記事項の変更については、次に規定する日付で登記される（法第 29 条第 3 項）。

- ① 会社の設立については設立認可日、法務人権大臣の承認が必要な定款変更については当該変更に係る承認日
- ② 法務人権大臣の承認が不要な定款変更については、定款変更届出の受理日
- ③ 定款変更以外の会社情報²⁹の変更については、当該変更届出の受理日

これらの登記に関する手続については別途省令で定められる（法第 29 条第 6 項）³⁰。また会社の登記簿は一般に公開されなければならない（法第 29 条第 5 項）³¹。

(2) 公告

法務人権大臣は以下の事項について官報に公告する（法第 30 条第 1 項）³²。

- ① 会社の設立証書及び法務人権大臣の当該会社設立に係る認可
- ② 定款変更証書及び法務人権大臣の当該変更に係る承認
- ③ 定款変更証書及び法務人権大臣が受理した定款変更の届出

上記①及び②については認可日から、③については届出の受理日からそれぞれ 14 日以内に公告されなければならない（同条第 2 項）³³。その他詳細については政省令において定められる（同条第 3 項）。

²⁷ 公開会社の株主の登録については、別途資本市場法令の規定に従う（法第 29 条第 4 項）。

²⁸ 監査義務対象会社については本章第 7 節 2. 参照。

²⁹ 株主の変更、取締役・コミサリスの交替、会社の解散等がこれに該当する。

³⁰ 現行法上は、会社登記に関しては会社登記義務に関する法律（1982 年法第 3 号）及び政省令にて規定されている。

³¹ 日本において会社の商業登記簿が法務局で自由にアクセスできるのに対して、インドネシアの株式会社の登記簿は、現在の実務上は誰もがアクセスできる制度にはなっていない。

³² 日本の会社法では公告義務を負う主体は会社自身であり、所管の大臣が公告義務を負うインドネシア法と異なる。また公告の媒体としては官報以外に、日刊新聞紙及び電子公告が認められているが、インドネシア会社法では、一律官報を使って公告が行われる旨規定されている。

³³ 法務人権大臣による官報での公告は大幅な遅滞が生じているのが実態である。

第5節 資本金

1. 資本金

会社は設立に際して授權資本、引受資本及び払込資本の額を定めそれぞれ定款に記載しなければならない（法第15条第1項）。会社法上、引受資本と払込資本を区別する実益がないことは前述のとおりであり³⁴、したがって、会社法上の資本金の概念としては、①株主が会社に対して発行することを授權した授權資本(authorized capital)³⁵及び②株主が実際に会社に対して払い込んだ払込資本(paid-up capital)の2つに整理することができる。

会社法上、株式は額面株式の発行のみが認められており、定款に定めた授權資本の額を株式の額面額で除した数が発行可能株式数になる（法第31条第1項）。ただし、会社法は無額面株式の発行を禁止しているわけではなく、資本市場法令が許容する場合には、資本市場法令の適用のある公開会社については無額面株式を発行することができる（同条第2項）³⁶。

会社法上、授權資本金は最低5,000万ルピアとされているが（法第32条第1項）、特定の業種については法律によってそれよりも大きな金額を定めている場合がある（同条第2項）。例えば、銀行を設立する場合には、払込資本金の額が最低3兆ルピア必要とされている。会社法上の授權資本金の額は政令によって変更されうる（同条第3項）³⁷。授權資本のうち、設立段階において少なくともその25%が引き受けられ、引き受けられた額全額が払い込まなければならない（法第33条第1項）。この払込については、適式な払込を証する書面で示されなければならない（同条第2項）。ここでいう「適式な」払込を証する書面とは、会社の銀行口座を開設する銀行が発行する払込証明書、会計士による監査済みの財務書類、取締役会及びコミサリス会が署名した会社の貸借対照表等を指すとされている。

会社の設立以降、増資の手続を取る際には、新株発行に際して引き受けられる資本額全額がその都度払い込まなければならない（法第33条第3項）。

³⁴ 本章第4節1. (4)参照。

³⁵ 日本の会社法下では、授權資本の枠内であれば取締役会の決議のみで増資することが可能であるが、インドネシアの会社法下では、授權資本の枠内であっても株主総会の決議が必要である（ただし、後述するとおり、授權資本枠を超えて増資を行う場合に比して決議要件が緩和されている。）。

³⁶ 現時点では無額面株式の発行を認める法令は制定されていない。

³⁷ 外国資本企業に関しては、現在の投資調整庁の実務の運用上、100億ルピア相当の投資計画を策定することが求められており、その4分の1にあたる25億ルピアについては資本の形式で調達することを要求されるケースが多く、5,000万ルピアという授權資本額の設定で投資承認が下りることはない。

2. 現物出資

株式の払込は金銭による出資が原則であるが、一定の条件を満たす場合、金銭以外の形態により行うことが認められている（法第 34 条第 1 項）。いわゆる現物出資である。金銭以外の方法による出資の場合における価額は、市場価格又は会社と利害関係のない専門家による公正な評価によらなければならない（同条第 2 項）。ここで「会社と利害関係のない」とは、以下に該当しないものをいう。

- ① 当該会社の社員、取締役、コミサリス又は株主と婚姻関係にある者又は二親等内の親族にあたる者
- ② 当該会社の一人又は複数の取締役又はコミサリスと共通の利害関係を有する者
- ③ 直接又は間接に当該会社を支配する関係にある者
- ④ 当該会社の 20%以上の株式を保有する者

不動産のように上場会社の株式など市場価格が存在する資産であれば現物出資は比較的容易であるが、例えば商標や特許といった金銭的価値を評価するのが困難な資産については、事実上、現物出資を利用することは難しい。

不動産による現物出資の場合には、会社の設立証書の署名日又は設立の際に開かれる株主総会において株式の払込を決議した日から 14 日以内に 1 紙以上の新聞に公表しなければならない（法第 34 条第 3 項）。これは既に不動産の権利が第三者に移転している場合などに利害関係人からの異議申立ての機会を与えるためになされるものとされている³⁸。

現物出資が会社に対する債権によってなされる場合には、当該債権の専門家による公正な価額の判定に加え、株主総会での承認決議が必要である（法第 35 条第 1 項）。債権による現物出資の場合に特に株主総会での承認決議が必要なのは、既存株主の株式引受権が侵害されるためと説明されている。すなわち、会社法は、新株発行の際には、既存の株主に対して新株を優先的に割り当てる株式引受権を付与しているところ（法第 43 条第 1 項）、ある会社債権者が会社に対して有する債権を消滅させる対価として当該会社の株式を受け取ることができるとする、既存株主に株式引受権を付与している法の趣旨、すなわち既存株主の持分比率の維持という利益を侵害することになるため、株主総会での承認決議を要求しているということである。

また、会社法は現物出資が可能な債権を以下の原因に基づいて発生した債権に限定し

³⁸ インドネシアには日本同様不動産の登記制度自体は存在するものの、実際には登記を備えていない不動産も多く、現物出資を受ける際には、権利関係を慎重に確認する必要がある。

ている（法第 35 条第 2 項）。

- ① 会社が第三者から金銭又は金銭に換算可能な有形若しくは無形の資産を受領した場合。
- ② 会社の債務引受人又は保証人となった第三者が会社のために債務を完済し会社に対して求償権を有する場合。
- ③ 会社が債務者の債務引受人又は保証人となり、金銭又は金銭に換算しうる資産を直接又は間接に受領した場合³⁹。

3. 自己株式及び株式持ち合いの禁止

会社は、自己又は自己が直接又は間接に株式を保有している他の会社に保有させる目的で株式を発行してはならない（法第 36 条第 1 項）⁴⁰。株式の発行は本来資金調達目的でなされるものであるところ、発行会社自らが引き受けると資金調達という目的を実現することができないことから、発行会社自ら引き受ける株式の発行は禁止されている。株式の相互保有が禁止されているのも同じ趣旨である。なお、これは新規に株式を発行する場合の規定であり、法律に基づく株式譲渡⁴¹、贈与及び遺贈による株式の権利移転の結果、会社が自己株式を取得する場合又は株式の持ち合いが生じる場合には適用されないが（同条第 2 項）、かかる場合であっても当該株式の取得から 1 年以内に当該株式の保有が禁止されていない第三者に譲渡しなければならない（同条第 3 項）。また、かかる事由に基づき一時的に取得した自己株式については、議決権は行使できず（定足数の算定にあたっても算入されない）、配当受領権もない（第 40 条第 1 項）。

4. 株式の買戻し

自社株式を買い戻す行為は、経済的に見れば会社の資本の一部を特定の株主に対して払い戻す行為であり、会社の他の株主や債権者の利益を損なう可能性があるため、一定の制限を課す必要がある。そこで会社法は、次の 2 つの要件を満たす場合に限り、会社が自社株式を買い戻すことを許容している（法第 37 条第 1 項）。

- ① 自社株式の買戻しにより会社の純資産が払込資本と法定準備金の合計額を下回らないこと。
- ② 資本市場法令で別途定められている場合を除き、(i) 会社が買い戻す自社株式及び (ii) 当該会社又はその会社が直接若しくは間接に株式を保有している会社の株式

³⁹ 具体的には、会社が第三者の保証人になった場合に、保証債務の履行義務を消滅させる対価をもって株式への出資にあてるケースが想定されている。

⁴⁰ なお、この「他の会社」が証券会社である場合には、別途資本市場法令に基づく規制が適用される（法第 36 条第 4 項）。

⁴¹ 法律に基づく株式譲渡とは、法第 37 条の規定に従って行われる株式の買戻し、法第 8 章に規定された組織再編行為（株式譲渡、合併、会社分割）に伴い株式が譲渡される場合を意味する。

で、質権又は信託担保権 (*Fiducia*)⁴²が設定されている株式の額面額の合計が会社の払込資本の10%を超えないこと。

かかる要件を満たさない株式の買戻しは無効となり(同条第2項)、買戻しが無効となったことにより株主が損害を被った場合には、当該株主が善意であったときに限り、取締役会が連帯して責任を負う(同条第3項)。会社によって適法に買い戻された株式は、最長3年間会社が保有することができ(同条第4項)、その間に当該株式を第三者に譲渡するか消却するか処分を行わなければならない。

会社が上記の要件を充足しつつ自社株式の買戻しを行う場合又は当該自社株式の第三者への譲渡を行う場合には、別途資本市場法令において定めがない限り、株主総会の決議に基づき実施しなければならない(法第38条第1項)。この場合の株主総会の決議要件は、定款変更の決議要件と同様で(同条第2項)、具体的には、定足数として議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主が出席し、議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要する。自社株式の買戻しに関する株主総会決議を行う際に、株主総会は買戻しの実施について最長1年間の期間のなかでコミサリス会の判断に委ねることができる(同法第39条第1項)⁴³。かかる権限委譲は、その後の株主総会決議において同じ期間延長することもできるし、撤回することも可能である(同条第2項及び第3項)。

なお、買戻しによって取得した自己株式については、議決権は行使できず(定足数の算定にあたっては算入されない)(第40条第1項)、配当受領権もない(同条第2項)。

5. 増資

増資とは、会社の設立後に資本を増加させるために新株を発行する会社の行為をいう。新株の発行を行う場合には、既存株主と新規発行により新たに株主になる者との利害調整が必要であるが⁴⁴、インドネシアの会社法では、既存の株主に対して新株引受権を付与することにより、既存株主の利益を一次的に保護する制度設計が取られている。会社が増資を行う場合には、必ず株主総会の決議が必要となる(法第41条第1項)。その場合の決議要件は授權資本枠内の増資か授權資本枠を超える増資かによって異なる。

⁴² 信託担保権 (*Fiducia*) については、本章第6節7.を参照。

⁴³ 具体的には、買戻しの時期、買戻しの方法、買い戻す株式数、買い戻す際の株価等について、コミサリス会に一任することが許容される。ただし、株式買戻代金の支払、株券の発行、株主名簿の変更等本来取締役会の業務に該当する事項については、取締役会が行う。

⁴⁴ 既存株主にとっては新株の発行の際に、株式の価値(株式の時価)と株式の保有割合について、新株発行前と比べて不利益が生じないかという観点の問題となる。すなわち、新株が時価よりも低い価額で発行される場合には、新株発行後の一株あたりの株式の価値は下がることになるし、また既存株主に株式が割り当てられない場合には、株式保有割合が下がることになり、その分会社に対して有する株主としての権利が低下することになる。これらの不利益と効率のかつ迅速な資金調達をいかにして調整するかは、各国の会社法によって異なる。

る。すなわち、授権資本枠内で増資を行う場合には、定足数として議決権ベースで過半数の株式を保有する株主の出席及び議決権ベースで出席株主の過半数の賛成をもって可決されうるのに対し、授権資本枠を超える増資を行う場合には、定足数として議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主の出席及び議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要する（法第42条第1項及び第2項）⁴⁵。なお、授権資本額及び払込資本額のいずれも定款記載事項であるため、増資が行われた場合には、授権資本の枠内か否かを問わず、定款変更の手続が必要となる⁴⁶。授権資本枠を超えて増資を行う場合には法務人権大臣の承認が必要となり、授権資本の枠内で払込資本のみ増加する場合には法務人権大臣への届出で足りる（同条第3項）。

かかる増資に関する株主総会決議を行う際に、株主総会は増資の実施について最長1年間の期間のなかでコミサリス会の判断に委ねることができる（法第41条第2項）⁴⁷。かかる権限委譲については、株主総会の決議で撤回することも可能である（同条第3項）。

会社が増資に際して新株を発行する場合には、その新規に発行する株式と同じ種類の株式を保有する全ての株主に対して、株式の保有割合に応じて割り当てる旨のオファーをしなければならない（法第43条第1項）。新規に発行する株式が新しい種類の株式である場合には、既存の全ての株主に対して保有株式に応じて割り当てる旨のオファーをしなければならない（同条第2項）。会社が既存株主に対して株式の引受のオファーをした場合で、14日以内に株主が株式引受権を行使して代金を払い込まなかったときは、会社は当該株式の引受を株主以外の第三者に対して提供することができる。

ただし、次の場合には既存株主に対して割り当てのオファーは不要である（同条第3項）。

- ① 従業員に対して新株を発行する場合⁴⁸
- ② 株主総会の承認を得て発行された株式への転換権を有する社債又はその他の証券を保有する者に対して新株を発行する場合
- ③ 株主総会の承認を得て行われる企業再編のために新株を発行する場合⁴⁹

⁴⁵ これらの定足数及び決議要件は定款で加重することはできるが軽減することはできない。

⁴⁶ この点、定款変更を行う場合には、定足数として議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主の出席及び議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要すると規定されているが（法第88条第1項）、授権資本の枠内で行われる増資については、法第42条第2項の規定が優先して適用される結果、定足数として議決権ベースで過半数の株式を保有する株主の出席及び議決権ベースで出席株主の過半数の賛成をもって可決される。

⁴⁷ 具体的には、増資の時期、増資の方法、増資額（株主総会で上限のみ定める）等について、コミサリス会に一任することが許容される。ただし、増資に係る払込額の受領、株券の発行、株主名簿の変更等本来取締役会の業務に該当する事項については、取締役会が行う。

⁴⁸ 従業員に対する新株の発行には、従業員ストックオプション付与プログラムによるストックオプションの付与も含まれると説明されている。会社法上、新株予約権の発行に関する規定は存在しないが、資本市場法令において公開会社には新株予約権（ワラント）の発行が認められている。

6. 減資

会社が資本を減少させる行為は、会社にとって重要な意思決定事項であり、かつ会社債権者にとっても重大な利害が生じることから、株主総会の決議に加えて債権者保護手続が必要となる。

減資に関する株主総会の決議は、定款変更と同様、定足数として議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主の出席及び議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要する（法第44条第1項）。かかる決議がなされた場合、取締役会は決議の日から7日以内に1紙以上の新聞に公告する方法で減資に係る決議がなされた旨を債権者に通知しなければならない（同条第2項）。これに対して債権者は、新聞への公告掲載日から60日以内に、会社に対して理由を付して異議を申し立てることができ、その際には法務人権大臣に当該申立書の写しを送付しなければならない（法第45条第1項）。かかる異議申立てに対して、会社は申立てを受けてから30日以内に異議申立てに対する答弁を書面により行う（同条第2項）。会社が、①当該答弁の中で債権者の異議申立てを拒絶した場合、②当該答弁から30日以内に債権者が合意できる解決案を提示しなかった場合、又は③債権者から異議申立てを受けた日から60日以内に答弁を提示しなかった場合には、当該債権者は管轄の地方裁判所に対して訴えを提起することができる。

授權資本及び払込資本の額は定款記載事項であることから、減資を行う場合には定款変更の手続が必要となり、さらにかかる定款変更には法務人権大臣の承認を要するところ（法第46条第1項）、法務人権大臣の承認が付与されるのは、次の場合に限られる（同条第2項）。

- ① 上述の期間内に債権者から書面による異議申立てがなされなかった場合
- ② 債権者から異議申立てがなされたものの、会社との間で解決された場合
- ③ 債権者からの申立てが管轄の裁判所に対してなされたものの、棄却する旨の拘束力のある確定判決が出された場合

資本減少は、株式の消却又は額面価格の減額のいずれかの方法で行う（法第47条第1項）。株式の消却は、会社が買い戻した株式又は償還条項付きの株式に関して行うことができ（同条第2項）、この場合は実際に一部の株式に対して会社財産の一部が払い戻されるいわゆる実質上の減資が行われる。他方、額面価格の減額の場合は実際に株主に対して会社財産の払い戻しが行われるわけではない、いわゆる名義上の減資である。経営不振等で会社財産が減少し、純資産が資本金額を満たさない資本欠損の状態にある場合に、これを解消するために帳簿上の資本金額を減額する目的で行われることが

⁴⁹ ここでの企業再編とは、合併、企業買収、債務保証又は会社分割を意味する。

多い。額面価格の減額を行う場合は、原則として同一の種類株式について均等に行う必要があるが（同条第3項）、減額の対象となる株式の保有者全員からの同意がある場合には、一部の株式の額面価格のみ減額するということが可能である（同条第4項）。なお、会社が複数の種類株式を発行している場合、減資に関する株主総会決議は、当該決議によって不利益を受ける全ての種類株式の株主の事前の承諾を取得した場合にのみ可決することができる（同条第5項）。

第6節 株式

1. 株式の性質

株式とは、一般的には株式会社における社員としての地位であり、資本金を均一に分割した割合的単位を取るものと解されている。インドネシアの会社法では株式に関する定義規定は存在しないものの、基本的には同様の考え方が取られている。

株式は、保有者の名前を付して発行される、いわゆる記名式株式である（法第48条第1項）。株式の保有条件については、法令の規定に従って所管の行政庁が定める要件に基づき、定款において定められる。所管の行政庁とは、例えば銀行業分野におけるインドネシア中央銀行、エネルギー・鉱業分野におけるエネルギー・鉱業省などを指す（同条第2項）。かかる保有条件に反して株式を保有した者は、株主としての権利を行使できず、かつ会社法又は定款に規定された定足数の算出においても算入されない（同条第3項）。

株式は原則額面価額の記載された額面株式であり（法第49条第2項）、額面価額はインドネシアルピア建てで記載しなければならない（同条第1項）。ただし、資本市場法令で別途定めた場合には、資本市場法令が適用される公開会社に関しては無額面株式の発行が可能とされているが（同条第3項）、現時点では、無額面株式の発行を許容する法令は制定されていない。

会社は株主に対して株式の保有者であることの証書を交付しなければならない（法第51条）。本条に基づき、多くの会社は株券を発行しているが、これは必ずしも株券である必要はなく、株式の保有者であることを示す「証書」であれば、その形式は問わないとされている。また、株券の様式についても特段の定めがあるわけではない。株券又は保有者であることを証する証書に記載される事項は、①額面価格、②株主名、③表章する株式の種類及び株式数等である。

2. 株主名簿

取締役会は、次の事項を記載した株主名簿を作成し会社にて保管する義務を負う（法第50条第1項）。

- ① 株主名及び株主の住所
- ② 株主の保有株式数、株券番号、取得日、及び複数の種類の株式を発行している場合にはその株式の種類
- ③ 一株毎の払込金額
- ④ 株式上に質権又は信託担保権が設定されている場合には、当該質権者又は信託担保権者の名前及び住所並びに当該質権の設定日又は信託担保権の登録日

⑤ 株式の対価が現物出資によって払い込まれた場合にはその旨

これに加えて、取締役会は、取締役及びコミサリス並びにそれらの家族（妻子を意味する）が所有する自社株式及び他社⁵⁰の株式の明細、取得日を記載した特別株主名簿を作成し、会社にて保管する義務を負う（法第50条第2項）。特別株主名簿において他社の株式の保有状況についても記載する必要があるのは、会社の利益と取締役及びコミサリスの利益が相反することにより会社の利益が損なわれることを防ぐためであるとされている。

株主名簿又は特別株主名簿に記載された株式保有事項に変動が生じた場合には、取締役会がかかる変動を当該株主名簿又は特別株主名簿に記録しなければならない（同条第3項）。株主名簿及び特別株主名簿は、株主が閲覧できるように会社の所在地に備え置かれる（同条第4項）。

3. 種類株式

会社法は、定款で定めた場合には複数の種類の株式を発行することができる（法第53条第1項）。なお、種類株式とは、同じ性質を有する株式の集合体であり、同一の種類の株式には同一の権利が付与される（同条第2項）。会社が複数の株式を発行する場合には、定款でその一つを普通株式と定めなければならないとされており（同条第3項）、ここで普通株式とされるのは、株主総会での議決権、配当受領権、清算時の残余財産分配請求権を有する株式である。

会社法が定める種類株式には次のものがある（同条第4項）。

- ① 議決権株式又は無議決権株式
- ② 取締役及び/又はコミサリスの候補者を立てる権利を有する株式
- ③ 一定期間経過後に消却される株式又は他の種類の株式に転換される株式
- ④ 累積的又は非累積的に他の種類の株主に優先して配当を受ける権利を有する株式
- ⑤ 他の種類の株式に優先して清算時の残余財産を受領する権利を有する株式

会社法の文言上は、これらの株式の種類は限定列举ではなく、他の種類の株式の発行も法的には許容されているようにも読める⁵¹。また、明文で規定された種類株式を組み合わせた種類の株式（例えば議決権は無いが配当において優先する株式）を発行す

⁵⁰ ここでいう他社はインドネシア国内の株式会社に限られると解されている。したがって、例えば日本人が取締役に就任する場合に、日本で保有する日本の会社の株式について特別株主名簿に記載する必要はない。

⁵¹ 条文上、“antara lain”という文言(among othersと同趣旨)の後に具体的な種類株式が列举されていることから、例示列举の趣旨と解される。

ることも可能とされている⁵²。しかしながら、実務的には種類株式の利用はまだ一般的とはいえず、実務や判例の蓄積も限られていることから、種類株式を発行する際には公証人との協議も踏まえて慎重に検討する必要がある⁵³。

4. 株主の権利

会社法上、株主に付与される権利は、①株主総会に出席して議決権を行使する権利、②配当及び清算時の残余財産を受領する権利、並びに③その他会社法上の権利とされている（法第52条第1項）。③のその他会社法上の権利としては、次のものがある⁵⁴。

- (i) 新株発行時の株式引受権（法第43条第1項）
- (ii) 株主名簿・特別株主名簿閲覧請求権（法第50条第4項）
- (iii) 反対株主の株式買取請求権（法第62条第1項）
- (iv) 株主代表訴訟提起権（法第97条第6項、第114条第6項）
- (v) 株主総会の招集請求権（法第79条第2項）
- (vi) 会社の監査請求権（法第138条第3項）
- (vii) 会社解散提案権（法第144条第1項）

上記の株主の権利のうち、①の権利については無議決権株式の株主は行使することはできず、また③の各権利については普通株主にのみ認められる権利で、種類株主が行使することはできない（法第52条第3項）。いずれの権利についても、会社の株主名簿に登録されてからでなければ会社に対して権利行使できない（同条第2項）⁵⁵。

また、かかる株主の権利は分割して行使することはできず⁵⁶、一株を複数の者が共同

⁵² 実務的にはまだ種類株式の発行はそれほど一般的ではないのが現状である。外資出資比率規制がある場合に、国内資本のパートナーに対して無議決権株式（優先株式）を割り当てることにより、過半数の出資ができない場合でも会社のコントロールを取得することは理論的には可能である。しかしながら、国内資本のパートナーが種類株式を使った投資に不慣れであること、議決権を有する普通株式を好む傾向が強いこと、投資法上の外資規制（外資出資比率規制）に抵触する可能性も否定できないこと等から、このようなスキームで投資を行うことはまだ一般的ではない。

⁵³ 種類株式は定款記載事項であり、新たに種類株式の発行を行うに際しては定款変更が必要になり、定款変更には公証人を通して法務人権省に対して変更事項の承認又は届出を行わなければならない。したがって実務的には公証人及び法務人権省が承認する内容及び形式を備えたものでなければ、定款変更を行うことができず法的な効力も生じない。会社法に規定のない種類の株式、例えば拒否権付の株式（黄金株）の発行などは、公証人に受け入れられず、実務上発行することは難しいと考えられる。

⁵⁴ このうち、株主代表訴訟の提起権、株主総会の招集請求権、会社の監査請求権及び会社解散提案権については、10%以上の議決権を保有する1人又は複数の株主によってのみ行使することができる少数株主権である。

⁵⁵ この点日本法下では、株主を確定させるために基準日の制度を設けてそれ以降に株主変動があったとしても、株主名簿上の書換を一定期間は受け付けないという制度を採用しているが、インドネシア会社法上はかかる制度は規定されていない。ただ、例えば、株主総会の通知日以降株主総会の開催日までの期間中は株式譲渡を禁止する旨の規定を定款で規定することは可能である。

⁵⁶ ここで分割して行使できないという意味は、一株上の権利を分割して行使できないという意味である。

で保有している場合には、代表者により権利行使がなされる(同条第4項及び第5項)。

なお、一株に満たない株式は本来株式としては扱われないが、定款で定めた場合に限り一株を分割することができる(法第54条第1項)⁵⁷。ただし、一株に満たない株式の保有者は他の一株に満たない株式(自己が有するか第三者が有するかは問わない)との合算で一株以上となる場合を除いて、議決権を行使することはできず(同条第2項)、また一株以上となって議決権を行使できる場合でも分割行使は認められない(同条第3項)。

5. 株式の譲渡

会社法は、株式の譲渡については、現行法令に従って定款で定めなければならないと規定しており(法第55条)、これを受けて定款では必ず株式譲渡に関する手続及び譲渡制限に関する規定が置かれている。

譲渡手続について、会社法は以下の事項を定めている(法第56条)。

- ① 株式を譲渡する場合には、譲渡証書(Deed)を締結しなければならない⁵⁸。
- ② 株式譲渡の当事者は、譲渡証書の原本又は写しを会社に対して提出しなければならない。
- ③ 会社の取締役会は、株主変更があった場合には、株主名簿(及び特別株主名簿)上、株式譲渡の事実及び譲渡日付を記録し、かつ会社の登記簿上の登記事項を変更するために譲渡日から30日以内に法務人権大臣に届け出なければならない⁵⁹。
- ④ 会社の取締役会が株式譲渡について法務人権大臣に対して通知を懈怠した場合、まだ通知を受けていない株主構成及び株主名に関連する承認申請又は通知については受理してはならない。

株式の譲渡制限については、以下の要件を定款で定めることとしている(法第57条)。

- ① 株式譲渡を企図する株主は、先に既存の株主に対して売却のオファーを出さなければならない旨の要件。
- ② 株式譲渡の際に会社の特定の機関の事前の承認を得なければならない旨の要件。
- ③ 法令の定めに従って監督官庁から事前に承認を得ることを要する場合の要件。

複数の株式を保有する株主の不統一行使の可否については本章第8節(4)(イ)を参照されたい。

⁵⁷ 実務上は定款に一株に満たない株式についての規定を置いているケースは稀である。

⁵⁸ ここで締結する譲渡証書は、公証人が作成する譲渡証書及び当事者間でのみ作成される譲渡証書のいずれでも可とされている。実務上は、特に法人間の株式譲渡取引では公証人が作成する譲渡証書が利用されるケースが多い。また、後述する「買収」に該当する株式譲渡に係る譲渡証書は、必ず公証人によって作成されるものでなければならない。

⁵⁹ 資本市場で取引される株式の譲渡に関する手続については別途資本市場法令の定めに従う(法第56条第5項)。

③は法律上の要件であるため、該当する政令がある場合には必須の手続であるが、①及び②の要件については、いずれか一つを定めることもできるし、双方を要件とすることもできる。また株式譲渡制限を一切設けないことも理論的には可能である⁶⁰。なお、かかる要件は、相続の場合の③の要件を除き、法の適用⁶¹により自動的に株式移転の効果が生じる場合には適用されない。

株式の売却を企図する株主が既存の株主に対して事前に売却のオファーを行うことを定款上義務付けた場合⁶²で、当該オファーがなされた日から30日以内にオファーを受けた他の株主が購入しないことを明示したときは、当該株式の売却を企図する株主は第三者に対して売却のオファーをすることができる（法第58条第1項）。既存株主からの明示的な意思表示がない場合でも、既存株主へのオファーは30日経過した場合には取り下げることができ（同条第2項）、それ以降に既存株主から買取りの申し出があった場合でもそれに応じる義務はない。なお、既存株主へのオファーは1回限り行えば足り、定款で既存株主に対する複数回のオファーを義務付けることはできないとされている（同条第3項）。

次に、株式譲渡に関して会社の特定の機関の事前の承認を得ることを要する旨を定款で定めた場合には、当該機関は、株式の売却を希望する株主が当該機関に対して売却の承認申請を行ってから90日以内に書面により承認又は不承認を通知する（法第59条第1項）。当該機関が90日以内に書面による通知をしなかった場合には、当該売却申請は承認されたものとみなされ、当該株主は自己の株式を申請内容に従って譲渡することができる。当該機関が株式売却について承認した場合には、当該株主は承認日から90日以内に株式譲渡手続を行わなければならない。

6. 株式担保

会社法上、株式は動産として扱われ（法第60条第1項）、定款で異なる定めをしない限り、株式の上に質権又は信託担保権（*Fiducia*）⁶³を設定することができ、かかる場

⁶⁰ しかしながら、法務人権省への株主変更に係る届出の際には、実務上、株式譲渡を承認する株主総会決議に係る議事録の提出が求められる。

⁶¹ この法の適用（operation of law）による場合とは、相続、合併及び会社分割に伴う株式の移転を意味する。

⁶² 具体的にどの株主に対してどのような条件及び方式で譲渡しなければならないかについては、会社法上は特段定めがないため、定款で規定される。

⁶³ 信託担保権（*Fiducia*）とは、債務者が担保対象物を債権者に担保目的で譲渡し、債権者の委託を受けて当該担保対象物の占有を保持する担保権である（信託担保法（1999年法第42号）第1条第1項）。非占有担保権であり担保権者に担保対象物の占有を移転する必要がないこと、及び登録制度が用意されており民法上の質権に比べて法的安定性が高いことから、使い勝手の良い担保制度として広く利用されている。詳

合には質権又は信託担保権が設定されている旨を会社やその他の利害関係人に対して公示するために、株主名簿（及び特別株主名簿）に登録しなければならない（同条第2項及び第3項）。

株式に質権又は信託担保権を設定した場合でも、当該株式に係る議決権は株主に帰属するが（同条第4項）、配当受領権や清算時の残余財産受領権等の財産的な権利については、株主と質権者又は信託担保権者との間の合意によって定めることができることされている。

7. 株主訴訟

株主総会、取締役会又はコミサリス会の決議に基づく不公正かつ不合理な会社の行為により権利を侵害された株主は、会社に対する訴えを会社の本店所在地を管轄する地方裁判所に対して提起することができる（法第61条第1項及び第2項）。かかる訴えは、株主に対する権利侵害行為を差し止め、かつ将来の類似の行為を予防するために認められている制度である。したがって、本条に基づく会社に対する訴えは、株主個人の損害を回復する目的で行われるものではなく（かかる請求は本条によらずとも一般的な不法行為に基づく損害賠償請求により可能と解される。）、株主の地位に基づき会社の行為の差し止めを求めることができる点に意味があると解される。

8. 株式買取請求

会社法は、少数株主保護制度の一つとして、反対株主による株式買取請求権を規定している。すなわち、いずれかの株主が、会社が次のいずれかの行為を行うことについて株主総会決議で反対の票を投じ、かつ会社の当該行為が当該株主又は会社自身に損害を与える場合には、会社に対して自己の株式を適正な価格で買い取るよう請求することができる（法第62条第1項）。

- ① 定款の変更
- ② 会社の純資産の50%を超える資産の譲渡又は担保提供
- ③ 会社の合併（吸収合併、新設合併含む。）、買取⁶⁴又は会社分割

なお、会社法は、会社が買い戻すことができる株式の量について一定の上限を定めており（本章第5節4.参照）、本条に基づき買取りの対象となる株式がその上限を超える場合には、超過する部分については自社が自ら買い取ることはできず、第三者に買い

細は、拙稿法務省2011年調査報告「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」（<http://www.moj.go.jp/content/000098015.pdf>）を参照されたい。

⁶⁴ ここでの「買取」とは、自社に関して支配権の移転を伴う株式の取得を意味する。「買取」に際して株式買取請求権を有する株主とは、買取によって支配権の移転が発生する会社の株主である。

取ってもらう必要がある（法第 62 条第 2 項）。

第7節 事業計画、年次報告及び利益処分

1. 事業計画

会社は事業年度毎に年次事業計画を作成しなければならない（法第63条第1項）。この年次事業計画のなかには年次予算案も含まれる（同条第2項）。

この年次事業計画は、取締役会が作成し、定款の規定に従いコミサリス会又は株主総会の承認を得なければならない⁶⁵。なお、定款で株主総会の承認を必要とすると定められた場合には、株主総会の決議にかける前にコミサリス会での監査も経なければならない（同条第3項）。本規定は、会社の年間事業計画の決定という重要な経営事項について株主総会やコミサリス会の関与を制度的に担保する趣旨である。

なお、取締役会が事業年度の開始前に事業計画を提出しない場合、又は定款又は法令に従って株主総会又はコミサリス会の承認手続が完了するまでは、引き続き前年度の事業計画が有効となる（法第65条第1項及び第2項）⁶⁶。

2. 年次報告

取締役会は、会計年度の終了後6ヶ月以内にコミサリス会の監査を経た年次報告書を株主総会に提出してその承認を受けなければならない（法第66条第1項）。この年次報告書には、少なくとも次の資料が含まれる（同条第2項）。

- ① 財務諸表（前年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書及びこれらに関する注記）
- ② 事業報告書
- ③ 企業の社会及び環境に対する責任の実施報告書
- ④ 事業年度内に発生し会社の事業活動に影響を与えた問題の詳細⁶⁷
- ⑤ 事業年度内のコミサリス会監督職務報告書
- ⑥ 取締役及びコミサリスの氏名
- ⑦ 取締役及びコミサリスの報酬及びその他の手当て

財務諸表はインドネシア会計原則に基づいて作成されるが、ここでいう「インドネシア会計原則」とは、インドネシア会計士協会が定めインドネシア政府が承認した基準を指すと解されている（同条第3項）。かつては米国会計基準を基礎とした会計基準が

⁶⁵ ただし、政令でコミサリス会又は株主総会のいずれかの承認を得なければならない旨の規定がある場合には当該規定に従う（法第63条第2項）。

⁶⁶ 事業計画に関して株主総会の承認を必要とする場合、毎事業年度の開始前に株主総会を開催する必要があるため、実務上はコミサリス会の承認決議で足りると規定している会社が多いと思われる。

⁶⁷ 会社が巻き込まれた紛争や訴訟に関する報告も含まれる。

使われていたが、現在は国際会計基準（IFRS）を基準としたものが使用されている。

年次報告書は、当該事業年度に在任していた全ての取締役及びコミサリスが署名し、年次株主総会の招集日から株主が閲覧できるよう会社に備置される（法第 67 条第 1 項）。いずれかの取締役又はコミサリスが署名しない場合には、当該取締役又はコミサリスがその理由を書面により陳述するか、取締役会がその理由を別途記載した文書を年次報告書に添付して株主総会に提出しなければならない（同条第 2 項）⁶⁸。年次報告書に全ての取締役及びコミサリスが署名するのは、当該事業年度に在任中であった全ての取締役及びコミサリスがその年次報告書の内容の真実性・正確性を表明する趣旨である。署名をしない場合にその理由を別途株主に対して書面により開示することが義務付けられているのは、株主総会において株主が年次報告書の承認決議をする際の判断材料にするためである。なお、年次報告書に署名せず、かつその理由書も提出しなかった取締役又はコミサリスは、年次報告書を承認したものとみなされる（同条第 3 項）。

かかる過程を経て作成された年次報告書は、財務諸表及びコミサリス会監督職務報告を含めて株主総会で承認される（法第 69 条第 1 項及び第 2 項）。会社によって作成される財務諸表は、会社の資産、債務、資本及び収益を正確に反映したものでなければならず、上述のとおり取締役会及びコミサリス会は財務諸表の内容の正確性について責任を負うことから、財務諸表の誤りや誤解を招く記載により第三者が損害を被った場合には、全ての取締役及びコミサリスが連帯して責任を負う（同条第 3 項）。ただし、それが自己の責めに帰すべき事由に基づくものではないことが立証された場合は、この限りではない（同条第 4 項）。

なお、以下のカテゴリーに属する会社については、財務諸表の作成に関して内部のコミサリス会の監査だけでなく、外部の公認会計士による監査を受け、公認会計士作成の監査済報告書を財務諸表と合わせて株主総会に提出しなければならない（法第 68 条第 1 項及び第 3 項）、かかる監査を経していない財務諸表を株主総会において承認することはできない（同条第 2 項）。

- ① 銀行、保険会社、投資信託会社等不特定多数から資金を集め運用することを業とする会社
- ② 不特定多数に対して社債を発行する会社
- ③ 公開会社
- ④ 国有会社

⁶⁸ 当該事業年度に在職していた取締役又はコミサリスが死亡した場合には、取締役会がその旨別途書面を年次報告書に添付して署名が不存在の理由を説明する。

- ⑤ 会社の資産及び/又は総売上高が 500 億ルピア以上ある会社
- ⑥ その他法令により義務付けられている会社

なお、上記①乃至③の会社の貸借対照表及び損益計算書に関しては、年次株主総会での承認後 7 日以内に現地の新聞に公告することが求められている（同条第 4 項及び第 5 項）。

3. 利益処分

会社法は、会社の純利益（税引後の利益）の処分について準備金の積立等一定の義務を課している。そしてかかる積立額を控除した後の純利益については、株主総会の決議に基づき配当として株主に対して還元することができる（法第 71 条第 2 項）。準備金の積立て及び積立後の純利益の配当の手続は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 準備金の積立て

会社は、事業年度毎に累積ベースで黒字を計上している場合には、純利益のうち的一定額を法定準備金として積み立てなければならず（法第 70 条第 1 項及び第 2 項）、かかる法定準備金の積立ては、法定準備金の額が払込資本額の 20%に達するまで行わなければならない（同条第 3 項）。また、法定準備金の額が払込資本額の 20%に達していない場合には、法定準備金は、他の準備金で補填することができない損失の補填にのみ利用することができるとされている（同条第 4 項）。会社法では法定準備金に関する規定のみ置かれているが、会社はその経営判断として、株主総会の決議に基づき法定準備金以外に任意に会社内に純利益の一部を留保することは当然可能である。そういった内部留保がある場合には、法定準備金以外の内部留保が先に会社の損失に補填され、法定準備金を使って補填するのは、そういった任意に留保していた資金による補填でもカバーできない部分への補填に限定される。

各事業年度において、会社の純利益から法定準備金として積み立てる金額は、株主総会の決議によって定める（法第 71 条第 1 項）。法定準備金が払込資本額の 20%に達するまでは毎年の積立てが義務付けられるが、その金額については特段の定めは無く、株主総会の決議に一任されている。法定準備金が 20%に達した以降の事業年度では、会社法上の積立義務はない。

(2) 純利益の配当

会社の純利益から法定準備金の積立額を控除した残額については、株主総会によってその処分が決議される（法第 71 条第 1 項）。株主に対して配当として分配するのが原則であるが（同条第 2 項）、その全部又は一部を将来の事業拡大や損失の補填等のために社内に留保しておくことや、役員や従業員に対して特別賞与として交付する旨決議することも可能である。なお、会社が累積赤字を計上している場合、会社法はまずはその累積赤字を解消することを求めており、累積赤字に補填した後も純利益が残る場合には、法定準備金の積立て及び株主への配当その他の用途に使用することを許容している（同条第 3 項）。

株主への配当は会社の各事業年度における純利益の額が確定した段階、すなわち財務諸表が承認される年次株主総会において決議されるのが原則であるが、会社法は、特に定款で定めた場合に限り事業年度が終了する前に中間配当を行うことを許容している（法第 72 条第 1 項）。中間配当は、期末配当と異なり株主総会の決議は不要で、取締役会の決議をコミサリス会で承認することで実施することが可能である（同条第 4 項）。ただし、中間配当は、会社の純資産額が払込資本額及び法定準備金の合計額を下回らない限度で行わなければならない、かつ、会社債権者に対する債務不履行や会社の事業活動の停滞をもたらすような中間配当は許されない（同条第 2 項及び第 3 項）。中間配当を実施した結果、会社がその事業年度末時点において損失を計上することとなった場合には、株主は受け取った中間配当を返還しなければならない（同条第 5 項）、仮に株主が中間配当を返還できない場合には、取締役会及びコミサリス会が連帯して補填義務を負う（同条第 6 項）⁶⁹⁷⁰。

会社が配当決議を行ったにもかかわらず、5 年以内に受け取りがなされない配当については特別積立金に繰り入れられ（法第 73 条第 1 項）、特別積立金に繰り入れられた後の配当の受け取り方法については株主総会決議によって定められる（同条第 2 項）。なお、10 年以内に受け取りがなされない配当については、その権利は

⁶⁹ 株主総会決議を経ずに取締役会及びコミサリス会の決議のみで中間配当の実施を許容しているのは、最終的には、取締役会及びコミサリス会に補填義務が課せられているからである。したがって、中間配当を行う場合には、役員が個人責任を負う可能性があることに留意し、中間配当の必要性も勘案しながら慎重に判断することが求められる。

⁷⁰ 中間配当を受け取った株主が会社に対して返還しなければならない額について明文の規定はないが、会社法の注記によれば次のとおり算出される。(i) 事業年度末に累積赤字が発生し、中間配当の全額が返還されてもなお累積赤字が残る場合には、中間配当額全額を返還しなければならない、(ii) 事業年度末に累積赤字は発生しておらず中間配当がなければ配当可能額が存在する場合、年次株主総会で決議された配当額と中間配当額との差額を返還しなければならない。例えば、中間配当で一株あたり 1,000 ルピア配当されたが、事業年度末時点における配当可能額（中間配当額を考慮に入れないで算出した配当可能額）に基づき株主総会で当該事業年度に係る配当額を 200 ルピアと決議した場合、各株主は中間配当との差額の一株あたり 800 ルピアを返還しなければならない。

会社に帰属する（同条第3項）（この場合、会社は雑収入として記帳する。）。

第8節 機関

1. 概要

会社法上、株式会社の必要的設置機関として、以下の3つの機関が規定されている。

- ① 株主総会
- ② 取締役会
- ③ コミサリス会

株主総会は株主によって構成される会社の最高の意思決定機関であり、会社にとって重要な経営事項や会社の存続にかかわる事項に関しては株主総会によって決議される。取締役会は会社の業務執行に関する意思決定及び実際の執行を行う機関である。コミサリス会は、取締役会による業務執行を監督するとともに、取締役会に対して必要な経営上の助言を与える役割を担う機関であり、日本法下の監査役会に類似する性質を有している。

会社法には株主総会について決議事項・招集手続等につき具体的な規定が置かれているが、取締役会及びコミサリス会については、決議事項や招集手続等についての具体的な定めがなく、定款に委ねている。それぞれの機関の固有の性質を維持しながら、取締役会及びコミサリス会に対してそれぞれどのような権限を付与するかによって会社のガバナンス体制が決まることになる。

2. 株主総会

(1) 権限

株主総会は、取締役会及びコミサリス会に付与されている権限以外の権限を会社法及び定款に定める限度で行使する会社の機関である（法第75条第1項）。株主総会は会社の最高の意思決定機関として本来的に包括的な権限を有していることから、会社法及び定款に基づき取締役会及びコミサリス会に委譲した権限を除く全ての権限が株主総会に帰属するものであることが確認されている。また、会社法は株主に対して、株主総会の議案に関連する会社の情報を会社の利益に反しない限度で取締役会及びコミサリス会を通じて取得する権利を付与している（同条第2項）。株主名簿及び特別株主名簿や株主総会の議案に対してアクセスする権利が明文上認められているのは、本条の趣旨をより具体的に規定したものである。

株主総会では事前に提出され、株主に対して通知された議案についてのみ決議することができるのが原則であるが、全株主（又はその代理人）が出席している株主総会において、全株主が議案を追加することにつき同意した場合に限り、追加した議案についても審議の上決議することが認められている（法第75条第3項）。ただし、かかる議案に関する決議は全会一致が可決の要件となる（同条第4項）。

(2) 種類

株主総会には、「年次株主総会」と「臨時株主総会」の2つの種類がある（法第78条第1項）。年次株主総会は、会計年度終了後6ヶ月以内に開催することとされており（同条第2項）、年次株主総会では年次報告書が提出されなければならない（同条第3項）⁷¹（年次報告書については本章第7節2.を参照されたい）。臨時株主総会は、必要に応じていつでも開催することが可能で（同条第4項）、招集手続は年次株主総会と同様である。

(3) 招集

(ア) 招集の時期

株主総会の招集は、開催日の14日前までに行う（法第82条第1項）。この14日には株主総会の開催日及び招集を行う日は含まれず、また定款でこの日数を短縮することはできない。株主総会の招集は書留郵便若しくは新聞への公告又はその両方によって行う。

なお、公開会社については、資本市場法令に従い、株主総会の招集を行う前に、招集を行う予定であることを公表しなければならない（法第83条第1項）。この事前の公表は株主に対して株主提案権を行使する機会を付与するためである。かかる公表は、実際の招集を行う14日以上前になされなければならない（同条第2項）。

(イ) 開催場所

株主総会は、定款の定めに従い、会社の本店所在地又は会社の主要な事業を行っている場所（インドネシア国内に限る）にて開催される（法第76条第1項）。

⁷¹ したがって事業年度終了から6ヶ月以内に開催される株主総会でも年次報告書が提出されない株主総会は年次株主総会にはあたらない。

また公開会社については株式を上場している証券取引所の所在地⁷²でも開催することができる（同条第2項）。ただし、公開会社・非公開会社を問わず、全株主又はその代理人が出席する株主総会において全会一致で決議した場合には、インドネシア国内の任意の場所で株主総会を開催することが可能である（同条第4項及び第5項）。

また、株主が実際に同一の場所に集まることなく、電話会議、ビデオ会議又はその他の電子メディアを使って開催することもできる。この場合、株主が相互に直接視認でき、声が聞こえ、かつ会議に参加できることが条件となり（法第77条第1項）、定足数や決議要件については通常の株主総会と同一の規定が適用される（同条第2項及び第3項）。ただし、かかる媒体を使用して開催された株主総会の議事録には、全参加者が署名⁷³しなければならない（同条第4項）。

（ウ） 招集権者

株主総会は取締役会が招集する権利及び義務を有するが（法第79条第1項、第81条第1項）、株主及びコミサリス会にも株主総会の招集につき一定の権利が付与されている。すなわち、取締役会は、議決権の10%以上を保有する株主（複数の株主の合計でも可）⁷⁴又はコミサリス会から理由⁷⁵が付された株主総会開催の要請を受けた場合（同条第2項及び第3項）⁷⁶には、要請を受けた日から15日以内に株主総会の招集を行わなければならない（同条第5項）。もし、取締役会が15日以内に招集を行わない場合、当初の要請が株主からのものであったときは、当該株主はコミサリス会に対して株主総会の招集を要請することができ、また、当初の要請がコミサリス会からのものであったときは、コミサリス会が自ら株主総会を招集することができる（同条第6項）。なお、コミサリス会が株主からの要請を受けた場合、要請を受けた日から15日以内に株主総会の招集を行わなければならない（同条第6項）。これらの規定にもかかわらず、取

⁷² 2007年末にジャカルタ証券取引所とインドネシア証券取引所が合併してインドネシア証券取引所が誕生した結果、現在インドネシア国内で証券取引所があるのはジャカルタ1箇所である。なお、外国の証券取引所に上場している場合であっても、外国での開催は認められない。

⁷³ かかる署名は電子署名でも可とされている。

⁷⁴ 定款で要件を軽減する（例えば5%以上を保有する株主に株主総会の招集請求権を付与する）ことは可能である。

⁷⁵ 会社法の注記では、株主総会開催の理由として事業年度終了日から6ヶ月以内に年次株主総会が開催されていない場合や、取締役・コミサリスの任期が終了している場合が挙げられているが、必ずしもこれらに限定されない。

⁷⁶ かかる株主総会の開催の要請は取締役会宛に書留郵便で送付しなければならないが、また株主が株主総会の開催を要請する場合には、当該要請書の写しをコミサリス会にも送付しなければならない（同条第4項）。これは、かかる要請を受けたにもかかわらず取締役会が株主総会の招集を行わない場合に、コミサリス会が代わって召集を行うことが想定されているため、コミサリス会もかかる株主からの要請を事前に把握しておくべきという趣旨と解される。

締役会及びコミサリス会が株主の要請⁷⁷に応じず株主総会の招集を行わない場合には、当該株主は会社の所在地を管轄する地方裁判所に対して自ら株主総会を招集することについての許可を申し立てることができる（本条第80条第1項）。かかる申立てにおいて、申立人、取締役及びコミサリスを期日に出頭させて尋問を行った上で、株主総会の開催要件が充足されておりかつ申立人が株主総会の招集を要請する正当な利益を有していることを申立人が疎明した場合には、裁判所長は株主総会の開催を命じる決定を出さなければならない（同条第2項）⁷⁸。かかる決定において、裁判所長は次の事項についても決定する（同条第3項）。

- ① 株主総会の種類（年次株主総会か臨時株主総会か）、株主からの要請に基づく議題⁷⁹、株主総会の招集期間、定足数及び決議要件⁸⁰、議長の指名
- ② 取締役会とコミサリス会のいずれか又は双方に対して株主総会に出席することを求める旨の命令

なお、管轄の地方裁判所の裁判所長による株主総会の開催命令は拘束力を有する確定的なもので、上訴によって争うことはできない（同条第6項）。ただし、裁判所が申立人の申立てを認めなかった場合には、申立人は最高裁への上訴によって争うことができる（同条第7項）⁸¹。

（エ） 招集通知

株主総会の招集通知には、株主総会の日時、開催場所及び議題を記載し、かつ株主総会で討議される議題に関する資料が招集日から株主総会の開催日までの期間中、会社に備え置かれている旨付記しなければならない（法第82条第3項）。またいずれかの株主から請求があった場合には、かかる資料の写しを当該株主に対して無償で交付しなければならない（同条第4項）。

⁷⁷ 条文上は、取締役会に対して株主総会の招集を請求して応じられなかった場合には、直ちに裁判所に対して許可を求められるように読めるが、実務上は、法第79条第6項a.に基づき先にコミサリス会に対して株主総会の招集を請求しなければ、かかる訴えは裁判所から却下される。

⁷⁸ かかる疎明がなされなかった場合には、申立ては棄却される（同条第4項）。

⁷⁹ 裁判所の決定に基づき株主総会が開かれる場合は、裁判所が定めた議題以外の議題について討議又は決議することはできない（同条第5項）。

⁸⁰ 定足数及び決議要件に関しては、後述する第三回目の株主総会に限って適用され、第一回目及び第二回目の株主総会においては、法又は定款が定める定足数及び決議要件が適用される。

⁸¹ 最高裁での判断が最終的な判断となり、その後の再審（Civil Review）の手続は認められない。

(4) 議決権

(ア) 1株1議決権の原則

株式は原則1株につき1議決権を有するが、定款に規定することにより議決権を有さない種類株式を発行することも可能である(法第84条第1項)。ただし、以下の株式については、定足数の算定から除外され、議決権も行使することができない(同条第2項)。

- ① 自己株式
- ② 直接・間接を問わず、自己の子会社が保有する株式
- ③ 直接・間接を問わず、自己が株式を保有する他の会社が保有する株式⁸²

(イ) 議決権の行使方法

株主総会における株主による議決権の行使は、株主自身が株主総会に出席する方法と委任状を有する代理人を通して行使する方法のいずれも有効である(法第85条第1項)。ただし、議決権の不統一行使は禁止されており、複数の代理人を使って議決権を分割して行使することによる不統一行使は禁止されている(同条第3項)。他方、1人の代理人が複数の株主を代理して各株主が保有する株式毎に異なる投票をすることはここで禁止される不統一行使にはあらず、有効である。例えば公開会社では信託銀行や証券会社が個人株主を代理して株主となっているケースが多いが、そのような場合にそれぞれの株主の意思に基づいて当該株主が保有する株式毎に異なる投票をすることは禁止されない。また、会社法は株主の代理人の資格要件として、会社の取締役、コミサリス又は社員が株主の代理人として議決権を代理行使することはできない旨定めており(同条第4項)、この点注意を要する⁸³。株主本人がいったん委任状を交付していても、本人が株主総会に出席した場合には当該委任状は無効になり(同条第5項)、株主本人が株主総会に出席し議決権を行使する権利を有する。いずれが権利者であるかについて争いがある場合には、株主総会の議長が法令及び定款の規定に従って判断する(同条第6項)。

⁸² 日本法上の相互保有株式の規制は、4分の1以上の議決権を保有された等一定の実質的な支配力を有する会社との関係でのみ議決権の行使が制限されるが、インドネシア会社法上は相互保有株主については一切の議決権の行使を許容していない点に留意する必要がある。

⁸³ ただし、この場合でも定足数の計算には含まれる。

(5) 議事と決議

(ア) 議事

議事の方法については会社法は特に定めていないので、必要事項を定款にて定めることが望ましい。株主総会の議事進行は代表取締役が行う旨定款に定めている会社が多い。議題は招集通知に記載された事項に限られるが、全株主又はその代理人が出席する株主総会において、全出席者が議題を追加することに同意した場合に限り、追加された議題について決議を行うことができる（法第75条第3項）。ただし、かかる決議は全会一致でなければ承認されない（同条第4項）。

(イ) 決議事項

会社法上規定されている株主総会の決議事項としては、年次報告書の承認以外に、以下の事項が挙げられる。

- ① 取締役の選任及び解任（法第94条第1項、第105条第1項）
- ② コミサリスの選任及び解任（法第111条第1項、第119条）
- ③ 社外コミサリスの選任（法第120条第2項）
- ④ 複数の取締役がいる場合の権限分配（法第92条第5項）⁸⁴
- ⑤ 取締役の報酬（法第96条第1項）⁸⁵
- ⑥ コミサリスの報酬（法第113条）
- ⑦ コミサリス会による取締役の停職処分の是非（法第106条第6項）
- ⑧ コミサリス会への業務執行権限の付与（法第118条第1項）
- ⑨ 定款の変更（法第19条第1項）
- ⑩ 増資（法第41条第1項）及び減資（法第44条第1項）
- ⑪ 株式の買戻し（法第38条第1項）
- ⑫ 配当・利益処分（法第71条第1項）
- ⑬ 事業計画（法第64条第2項）⁸⁶
- ⑭ 合併（法第123条第3項）、株式取得（経営権の移転を伴うもの）（法第125条第4項）及び会社分割（法第127条第1項）

⁸⁴ ただし、取締役間の権限分配について株主総会で定められていない場合には、取締役会で定める（法第92条第6項）。

⁸⁵ ただし、取締役の報酬を定める権限はコミサリス会に委譲することができる（法第96条第2項）。

⁸⁶ 事業計画については、法令に異なる定めがある場合を除き、定款で株主総会又はコミサリス会の承認を取得することとされている。したがって、例えばコミサリス会の承認を取得する旨定めた規定がなく、かつ定款で株主総会の承認を要する旨定めた場合にのみ、株主総会の決議が必要ということになる。

- ⑮ 50%を超える会社資産の譲渡又は担保提供（法第 102 条第 1 項）
- ⑯ 破産申立て（法第 104 条第 1 項）
- ⑰ 会社の存続期間の延長（法第 89 条第 1 項）
- ⑱ 解散（法第 142 条第 1 項 a.）

(ウ) 決議方法（定足数及び決議要件）

株主総会では、株主による合議によって形成されたコンセンサスを尊重して決議を行うこととされている（法第 87 条第 1 項）。株主総会における決議は、定款により加重されている場合を除き、定足数として、議決権ベースで過半数の株式を有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の過半数の賛成を要するのが原則である（普通決議）（法第 86 条第 1 項、第 87 条第 2 項）。会社法上、定足数及び決議要件が加重されているものとして、以下の事項が規定されている。

決議事項	定足数及び決議要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更 ・ 授權資本枠を超える増資 ・ 減資 ・ 株式の買戻し 	<p>他に異なる定めがない限りは⁸⁷、定足数として、議決権ベースで3分の2以上の株式を保有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の3分の2以上の賛成を要する。（以下、「特別決議」という。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 50%超の会社資産の譲渡又は担保提供 ・ 合併 ・ 買収（経営権の移転を伴う株式取得） ・ 会社分割 ・ 破産申立て ・ 会社の存続期間の延長 ・ 解散 	<p>定足数として、議決権ベースで4分の3以上の株式を保有する株主の出席を要し、かつ、議決権ベースで出席株主の4分の3以上の賛成を要する。（以下、「特殊決議」という。）</p>

これらの定足数及び決議要件につき定款にて加重することはできるが、軽減することはできない。

⁸⁷ 授權資本枠を超えない範囲で増資をする場合、払込資本金の額は増加するため定款変更の手続は必要であるが、法第 42 条第 2 項において定足数として議決権ベースで過半数の株式を保有する株主の出席及び出席株主の過半数の賛成により決議される旨規定されているため、こちらの規定が優先する。

(エ) 定足数を欠いた場合の再招集

上述のとおり、株主総会の普通決議の定足数は、法令又は定款上別段の定めが無い限り⁸⁸、議決権ベースで過半数の株式を有する株主の出席が必要とされているが、この定足数を満たさない場合には、株主総会での決議だけでなく総会の実質的な議事進行ができない（法第86条第1項）。この場合、株主総会の開会はいったん宣言されるがすぐに閉会され、議事録上、定足数を満たさなかったため株主総会の議事進行ができなかったこと及び第二回目の株主総会が後日開催されることが記録される（同条第2項）。

第二回目の株主総会の開催に際しては、第一回目の株主総会において定足数を満たすことができなかつた旨を記載した招集通知を（同条第3項）、第二回目の株主総会開催日の7日前までに送付及び/又は公告し（同条第8項）、第一回目の株主総会の10日後から21日以内のいずれかの日に開催しなければならない（同条第9項）。第二回目の株主総会は、定款でより大きな定足数を定めている場合を除き、議決権ベースで3分の1以上の株式を有する株主が出席することで開催及び決議することができる（同条第4項）。仮に第二回目の株主総会においても定足数を満たさない場合には、第一回目の株主総会の場合と同様に、株主総会の開会はいったん宣言されるがすぐに閉会され、議事録上、定足数を満たさなかったため株主総会の議事進行ができなかつたこと及び第三回目の株主総会が後日開催されることが記録される。この場合、会社は本店所在地を管轄する地方裁判所の裁判所長⁸⁹に対して、第三回目の株主総会における定足数を定めるよう申立てを行うことができる（同条第5項）⁹⁰。当該地方裁判所長が決定した定足数は確定的な法的拘束力を持ち、上訴等により争うことはできない（同条第7項）。

第三回目の株主総会の開催に際しては、第二回目の株主総会において定足数を満たすことができなかつたこと、及び第三回目の株主総会を管轄の地方裁判所長が定めた定足数に基づき開催する旨を記載した招集通知を（同条第3項）、第三回目の株主総会開催日の7日前までに送付及び/又は公告し（同条第8項）、第二回目の株主総会の10日後から21日以内のいずれかの日に開催しなければならない（同条第9項）。第三回目の株主総会の定足数は、会社の本社の所在地を管轄する地方裁判所長が会社からの申立てに基づき決定する（同条第5項）。

⁸⁸ 日本法上は、定款で定足数を完全に排除し、単に出席株主の議決権の過半数で決議する旨規定することができるが、インドネシア会社法上は、定款で本項よりも少ない定足数を定めることはできない。その代わりに、定足数を満たさなかつた場合の第二回目、第三回目の株主総会開催の手続が用意されている。

⁸⁹ 地方裁判所長の都合がつかない場合には所長を代理して他の裁判官が決定することができる。

特別決議事項及び特殊決議事項として定足数及び決議要件が加重されている場合も、類似の手続が用意されている。すなわち、特別決議事項に関しては、第二回目の株主総会を議決権ベースで5分の3以上の株式を有する株主が出席することにより開催することができ、出席株式数の3分の2以上の賛成で決議することができる（法第88条第3項）。特殊決議事項に関しては、第二回目の株主総会を議決権ベースで3分の2以上の株式を有する株主が出席することにより開催することができ、出席株式数の4分の3以上の賛成で決議することができる（法第89条第3項）。特別決議事項又は特殊決議事項に関する第二回目の株主総会で定足数を満たさなかった場合には、普通決議事項に関する第三回目の株主総会の開催と同様の手続を経て開催されることになる（法第88条第4項及び第89条第4項）。

(オ) 議事録

株主総会が開催された場合には、必ず議事録を作成し株主総会の議長及び株主総会の出席者のなかから指名された1名以上の株主が署名しなければならない（法第90条第1項）。これは議事録の正確性を担保するための手続である。ただし、議事録を公正証書の形式で作成する場合には正確性が担保されるとして、上記の署名は不要とされている（同条第2項）。

(6) 書面決議 (Circular Resolution)

会社法は、書面による持ち回り決議 (Circular Resolution) の制度を置いており、実際に株主総会を開催しなくとも、株主総会の決議事項に関して議決権を有する全ての株主が決議書面に署名することにより承認した場合には、実際に株主総会を開催して承認決議を経たのと同様の法的効果を生じさせることができる（法第91条）。独資で設立した子会社や現地企業との合弁で設立した会社など株主数が少ない会社にとっては、法定の招集手続及び実際の株主総会の開催を省略することができる点で有用な決議方法であり、実務上も広く利用されている。

3. 役員（取締役及びコミサリス）の選任及び解任

(1) 資格

株式会社の役員（取締役又はコミサリスを意味する。以下同様。）に就任すること

ができるのは、法律行為を行う能力を有する自然人に限られ、法人や行為無能力者が役員になることはできない。加えて、選任される日から遡って過去5年以内⁹¹に以下の事由に該当する者は、役員に就任することはできない(法第93条第1項、第110条第1項)。

- ① 自己破産したことがある者
- ② 自己が取締役又はコミサリスであった会社が破産し、当該破産の責任がある旨認定された者
- ③ 国家の財政とそれに関連する金融部門⁹²の双方又はいずれかに損害を与えて刑事罰を受けた者

これに加えて、所管の行政庁は法令に基づき追加で資格要件を定めることができる(法第93条第2項、第110条第2項)。例えば、銀行であればインドネシア中央銀行が定める規則に基づき、また銀行以外の金融機関(ノンバンク)であれば財務省が定める規則に基づき、役員就任前にそれぞれ適性検査(フィット・アンド・プロパー・テスト)を経なければならず⁹³、かかる審査にパスしたものでなければ株主総会で選任することはできない。

役員候補者が役員に就任する法定の要件を満たしているかどうかについては、会社が自己の責任において確認し、会社はかかる要件を満たしていることを証明する書類⁹⁴を保管する義務を負う(法第93条第3項、第110条第3項)。

会社が株主総会において、上記の要件を満たしていない役員を選出した場合には、他のいずれかの取締役又はコミサリスが上記の要件を満たしていない事実を信頼するに足る証拠に基づき知った時点で当該役員の選任は無効となり、当該役員に対してはその旨書面により通知しなければならない(法第95条第1項、第112条第1項)。さらに、かかる事実を知った日から7日以内に、代表権限を有する取締役(代表権限を有していた取締役の選任が無効になった場合にはコミサリス会)は要件を満たしていないことが確認された役員の選任が無効であった旨新聞にて公告し、かつ会社の登記簿にその旨登記するために法務人権大臣に対して通知しなければならない(法第95条第2項、第112条第2項)。かかる選任が無効となった役員が、無効となった日よりも以前に会社のために会社の名前で行った法的行為は会社を拘束する(法第95条第3項、第112条第3項)。選任が無効になった

⁹¹ ①及び②の場合は、それぞれ破産宣告がなされた日から、③の場合は、刑期を終えた日から起算する。

⁹² 会社法の注記によれば、この金融部門とは、公募による資金調達や運用を行う銀行、ノンバンク、証券市場等を意味すると説明されている。

⁹³ 例えばノンバンクの適性検査(フィット・アンド・プロパー・テスト)では、金融分野における経験や知識の有無が審査項目の一つとされている。

⁹⁴ 具体的には、取締役に選任される者及び所管の行政庁から取得した資格要件を満たしている旨の陳述書を指す。

役員が取締役の場合、無効となった日以降に当該取締役が会社のために会社の名前で行った法的行為は、その効力は認められず当該取締役個人が責任を負う（法第95条第4項）。

(2) 員数

会社法上、取締役は最低1名で足り、取締役が1名の場合、その1名により取締役会が構成される（法第92条第3項）。コミサリスの場合も同様である（法第108条第3項）。ただし、公衆から資金を調達し又は公衆の資金を運用する会社、公衆を対象に社債を発行する会社及び公開会社に関しては最低2名の取締役及びコミサリスの選任が義務付けられている（法第92条第4項、第108条第5項）。

(3) 任期

会社法は、役員は一定期間を定めて選任され、再任も可能とのみ規定しており（法第94条第3項、第111条第3項）、具体的な任期に関する制限は設けていない。役員を選任、交替及び解任の方法及び役員指名の方法及び役員指名の方法については定款で定めるとされており（法第94条第4項、第111条第4項）、合わせて役員任期についても定款で定めるのが一般的である。役員を選任、交替及び解任の効力発生日は株主総会の決議によって定められるが（法第94条第5項、第111条第5項）、株主総会の決議において効力発生日が定められない場合には、株主総会が閉会された時点から効力が生じることになる（法第94条第6項、第111条第6項）。

(4) 選任

役員は株主総会の普通決議により選任される（法第94条第1項、第111条第1項）⁹⁵。会社法の注記によれば、取締役の選任権限は会社の他の機関や第三者に委譲することはできない株主総会の固有の権限であると説明されている。コミサリスの選任も同様と考えるべきであろう。取締役の選任、交代、解任の方法及び候補者選出の方法については定款で定めるとされており（法第94条第4項、第111条第4項）、累積投票制⁹⁶を定款で導入することも許容されている。定款で定めた選

⁹⁵ なお、会社設立時の当初の役員は会社設立証書に基づき発起人が選任する（法第94条第2項、第111条第2項）。

⁹⁶ 累積投票制度とは、複数の取締役/コミサリスを選任する場合に、各株主に保有株式数に選任する取締役/コミサリスの人数を乗じた数の議決権を付与し、投票を1人に集中するか分散させるかを任意に選ぶことができる投票の方法で、これにより少数派株主にもその持ち株数に応じて取締役/コミサリスの選出を可能にする。日本法上は株主からの請求があった場合にだけ累積投票の方法によることとしているが、定款でこの制度を採用しない旨規定することも可能とされている。

任手続に従い、株主総会で実際に選任決議を行うに際して、役員を選任の効力発生日を定めることとされている（法第94条第5項、第111条第5項）⁹⁷。選任された場合には、30日以内に会社の登記簿にその旨記録して所管の大臣に届け出ることを要し（法第94条第7項、第111条第7項）、この届出がなされない場合には、所管の大臣は会社の登記簿上に記載されていない役員から何らかの書類の提出があったとしても受理しない（法第94条第8項、第111条第8項）⁹⁸。

(5) 終任

会社法が定める役員任期の終了事由としては、①任期の満了、②解任、③辞任がある。

①の役員任期が満了した場合には、再任されない限り役員としての地位は失効する（法第94条第3項、第111条第3項）。

②の解任については、会社法は、役員は株主総会の決議により理由を付していつでも解任することができる旨規定する（法第105条第1項、第119条）。当該役員が会社に損害を与える行為を行った場合やその他解任が妥当と考える事由がある場合には、かかる理由を付すことでいつでも解任決議が可能であるが、かかる解任の決議を行う場合には、当該役員が解任されることについて異議を述べない場合を除き、株主総会で弁解する機会を付与しなければならない（法第105条第2項及び第4項）⁹⁹。解任の決議がなされた場合には、原則として株主総会の終了時点においてその解任の効力が発生するが¹⁰⁰、別途決議において解任の効力発生時点を定めた場合にはそれに従う（同条第5項）。

③の取締役が辞任する手続については、定款で定めることとされている。具体的には、取締役が辞任する意思を書面で提出してから一定の期間の経過を待って辞任を認めるといった手続規定を設けることが例として挙げられる（法第107条a.）。これは、取締役が突然辞任した場合に、会社の業務執行が困難になる場合が想定

⁹⁷ 効力発生日を定めなかった場合には、株主総会終了とともに効力が生じる（法第94条第6項、第111条第6項）。

⁹⁸ ここでの書類とは、取締役の場合は定款変更に係る変更申請書や変更届出書その他法律上必要な届出を意味し、コミサリスの場合はコミサリス変更届を意味する。ただし、新任取締役が自己が選任されたことを自ら所管の大臣に届け出た場合には適法に受理される（同条第9項）。

⁹⁹ 法第91条に基づき株主総会を书面決議をもって代替する場合には、事前に当該役員に対して解任の決議を行う予定であることを通知し、決議を行う前に弁解する機会を付与しなければならない（法第105条第3項）。

¹⁰⁰ 書面投票に基づく決議の場合は当該決議がなされた日又は当該決議で定める日から解任の効力が生じる。

されることから、会社が新しい取締役を手配することを可能にするために一定の猶予期間を設ける趣旨である。これに加えて会社法は、取締役が辞任する場合の代替の取締役の選定手続及び全ての取締役が業務執行できなくなった場合又は停職となった場合に会社の業務執行を行い会社を代表する権限を誰が有するかについて、定款で定めることを求めている（同条 b. 及び c.）。一方、コミサリスについてはかかる辞任の手続を定款で定めることは会社法上求められていない。これは取締役に比べて会社の業務執行に与える影響が大きくないという理由からと解されるが、コミサリスが一人しかいない場合で、一定の事由をコミサリス会の事前の承認を要すると定款で定めているような会社では、コミサリスの突然の辞任により業務執行が困難になることは想定されるため、取締役同様に辞任の際の手続については定款に規定しておくことが望ましい。

(6) 取締役の停職

取締役は、コミサリス会より停職に処す旨の通知を書面により受けた場合には、一時的に業務執行を行うことができなくなる（法第 106 条第 1 項乃至第 3 項）。本来取締役の解任権は株主総会が有するところ、例えば取締役の不正行為が発覚しその取締役の業務執行を緊急に停止させる必要があるような場合には、株主総会を開催する前に暫定的にコミサリス会に取締役の業務執行を停止させる権限を付与したものである。コミサリス会が対象となる取締役に対してかかる停職通知を行った場合には、通知日から 30 日以内に株主総会が開催され（同条第 4 項）、当該取締役は停職処分の理由となった事実について弁明する機会が付与されるとともに、かかる停職処分の是非について株主総会で決議がなされる。株主総会の決議で停職処分を認容する決議がなされた場合には、当該取締役は解任される（同条第 7 項）。株主総会の決議で停職処分が否決された場合又は 30 日以内に株主総会が開催されなかった場合には、停職処分は取り消され、対象となった取締役は従前の業務に復帰することができる（同条第 8 項）。なお、コミサリスには停職の制度はない。

4. 取締役・取締役会

(1) 取締役

取締役は、取締役会の構成員であり（法第 92 条第 3 項）、会社法上は個々の取締役がそれぞれ会社を代表して業務執行を行う権限を有する（法第 98 条第 2 項）。会社経営に関する意思決定は会社法及び定款による制限がない限り、取締役会が

一次的に権限と責任を有しており（法第 92 条第 2 項、第 97 条第 1 項）、各取締役は取締役会の構成員として善管注意義務をもって業務執行にあたるものとされている（法第 97 条第 2 項）。

会社法上は、全ての取締役に会社を代表する権限が付与されており、代表取締役という機関は存在しない。もっとも、定款に代表取締役の役職を設け、かかる役職を有する取締役にのみ会社を代表する権限を付与する旨定めることは可能であるし¹⁰¹、実務上も代表取締役という役職を定款上定め、代表取締役にのみ会社の代表権を付与している会社が多い。また、取締役間の職務権限の分配について株主総会決議により定めることも可能である（法第 92 条第 5 項）。

(2) 取締役会

(ア) 権限

取締役会は、全ての取締役で構成され、会社のために会社の設立趣旨と目的に沿って、会社法及び定款に定められた範囲内で日々の業務執行を含む会社の経営を行う権限を有する機関である（法第 92 条第 1 項及び第 2 項）。また、裁判外及び裁判内で会社を代表する権限を有する（法第 98 条第 2 項）。

取締役会は、取締役が複数存在する場合には、その会議により業務執行に関する会社の意思決定を行うことになるが、会社法は、取締役会の開催の招集、議事、決議、頻度等について何らの定めも置いていない。したがって、これらに関しては会社の定款において規定するのが一般的である。決議に関しては、1 人 1 議決権の原則が適用され、特定の取締役だけに議決権を付与するといった扱いは（利益相反の場合等特殊な場合を除き）許されないと解される。ただし、決議が賛否同数だった場合に特定の取締役（例えば代表取締役）に決定権（キャスティングボート）を付与することは可能と解されている。

(イ) 重要な資産の処分

取締役会は会社法及び定款に定められた範囲内で会社を経営する権限を有する機関であり、したがって会社の日常業務に属する事項については取締役会の単

¹⁰¹ “President Director” や “Vice President Director” という役職は定款に規定することができるが、CEO (Chief Executive Officer) や CFO (Chief Finance Officer) といった役職は定款に規定することは現在の実務では認められていない。もっともかかる役職を名刺に記載するなどして、業務上使用することは可能である。

独の意思決定に基づき執行することができる。しかしながら、何が会社の日常業務に属する事項かについて会社法は詳細の規定を設けておらず、定款に規定を置かない限りは、会社法上株主総会決議事由とされている事項を除けば、原則として取締役会が単独で意思決定を行い業務執行できることになる。

会社法上の株主総会決議事項については既述のとおりであるが、そのうち特殊決議を要する「50%超の会社資産の譲渡及び担保提供」に関しては、法は詳細な規定を置いている。すなわち、ここでいう「50%超の会社資産の譲渡及び担保提供」とは、資産譲渡の場合は過去1年間（定款でこれより長い期間を定めた場合には当該期間）の累計で会社の純資産の50%を超える資産譲渡を意味し、担保提供の場合は、ある特定の一時点において会社の純資産の50%を超える会社資産に対する担保提供を意味するとされており¹⁰²、かかる資産譲渡又は担保提供は株主総会の特殊決議が必要となる（法第102条第1項及び第5項）。この資産には有形・無形問わず全ての会社の資産が対象となり、50%を超えるかどうかの判定は最新の貸借対照表での簿価に基づき判断される。取締役会が株主総会の承認を経ずにかかる取引を行った場合、かかる取引の効力は無効と解されるが、善意の第三者には対抗できず、有効に会社を拘束する（同条第4項）。なお、資産譲渡又は担保提供する資産の額が50%を超えるものであっても、かかる取引が定款に定められた会社の通常の業務の一環として行われるものである限りは取締役会の権限の範囲内であり、株主総会の決議は不要とされている（同条第3項）¹⁰³。

（ウ） 名簿・議事録の作成・保管義務

取締役会は、株主名簿、特別株主名簿、株主総会議事録及び取締役会議事録並びに年次報告書その他会社書類に関する法令に定められた財務諸表を作成し、これら及びその他の会社書類¹⁰⁴を会社の本店所在地において保管する義務を負う（法第100条第1項及び第2項）。株主からの書面による要求があった場合には、取締役会は当該株主が株主名簿、特別株主名簿、株主総会議事録及び年次報告書を閲覧し、株主総会議事録及び年次報告書の写しを取ることを許可しなければならない（同条第3項）。

¹⁰² 資産譲渡の場合は過去1年間（定款でこれより長い期間を定めた場合には当該期間）で50%を超える資産譲渡が行われたか否かで判定する。担保提供の場合は、ある特定の一時点において50%を超える担保提供が行われていないかで判定する。

¹⁰³ 例えば、不動産会社による家屋の販売、銀行間の債券の売買、流通業者や商社による在庫品の販売などは株主総会の承認は不要である。

¹⁰⁴ コミサリス会議事録や会社の許認可証などがこれに含まれる。

(3) 取締役と会社の関係

(ア) 取締役の一般的な義務

各取締役は、誠実かつ責任をもって会社の業務執行を行わなければならないとされており（法第 97 条第 2 項）、これはいわゆる取締役の善管注意義務を定めたものと解される。

(イ) 会社と取締役の利益相反行為の規制

取締役は会社の利益を最大化させるべく業務執行を行うことが義務付けられているが、会社の利益と取締役個人の利益が相反する関係にある場合に、当該取締役が自己の利益よりも会社の利益を優先することは必ずしも期待できない。したがって、会社法は、①会社と取締役との間で裁判上の紛争が係属している場合、②会社と取締役との間で利益相反の関係がある場合には、当該取締役は会社を代表することはできない（法第 99 条第 1 項）。この場合、次の者が会社を代表することになる。

- (i) 会社との間で利益相反の関係に無い他の取締役
- (ii) 全ての取締役が会社と利益相反の関係にある場合にはコミサリス会
- (iii) 全ての取締役及びコミサリスが会社と利益相反の関係にある場合には、株主総会が指名する第三者

(ウ) 取締役の報酬

取締役は会社から報酬を受けるが、その報酬及び手当て¹⁰⁵の金額は株主総会の決議で定めなければならない（法第 96 条第 1 項）¹⁰⁶。ただし、この株主総会の権限は、コミサリス会に委譲することが可能である（同条第 2 項）。その場合、コミサリス会はコミサリス会の決議に基づき各取締役の報酬及び手当ての額を定める（同条第 3 項）。

¹⁰⁵ この報酬及び手当てには、取締役が会社から受け取る金銭的な報酬、賞与及び医療費や社会保障等の手当だけでなく、住居や移動用の社用車等の物的な手当でも含まれると解される。

¹⁰⁶ 日本の会社法下では全取締役の報酬の総額のみ株主総会で決議すれば、その内訳の決定は取締役会に委ねてよいとされているが、インドネシアの会社法では、個々の取締役毎に報酬及び手当ての額について株主総会で決議する必要があると解される。

(エ) 特別株主名簿の作成

取締役は、自己又は家族（配偶者及び子を意味する）が保有している自社及び他社の株式を会社に対して届け出る義務を有し、それに基づき取締役会は特別株主名簿を作成する（法第101条第1項）。特別株主名簿は株主名簿とともに会社に備え置かれ、株主はこれを閲覧することができる（法第100条第3項）。取締役がかかる届出義務を怠ったことにより会社に損失を与えた場合には、当該取締役がその責任を負う。

(4) 取締役の責任

(ア) 会社に対する責任

会社法上、個々の取締役は会社に対して善管注意義務を負っており、これに違反したことにより会社に損害を与えた場合には、当該取締役は会社に対して損害賠償責任を負う（法第97条第3項）。取締役が複数存在する場合、ある取締役の善管注意義務違反に基づく責任は、原則として、全ての取締役が連帯して負うことになる（同条第4項）が、以下の4つの要件を満たす取締役は免責されうる（同条第5項）。

- ① 当該損害が当該取締役の善管注意義務違反によるものではないこと。
- ② 当該取締役が信義に基づき、かつ会社の設立趣旨及び目的に従って会社の利益のために業務執行を行っていたこと。
- ③ 当該損害の原因となった業務執行に関して直接又は間接に会社と利益相反関係になかったこと。
- ④ 当該損害の発生又は継続を防ぐ措置を行ったこと。

取締役に対してかかる責任を追及する訴えの提起は、他の取締役、コミサリス又は議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主が、会社を代表して行うことができる（同条第6項及び第7項）。

また、取締役の対第三者責任については、会社法上、明文の規定はないものの、いずれかの取締役の業務執行にあたり民法上の不法行為があり、その結果、第三者に損害が発生した場合には、全ての取締役が当該第三者に対して民法上の不法行為責任を連帯して負う旨の裁判例がある。

(イ) 破産した場合の責任

会社が取締役会の善管注意義務違反により破産し¹⁰⁷、会社財産によって会社の債務を完済できない場合には、原則全ての取締役（破産当時の取締役だけでなく、破産宣告前 5 年間の間に取締役の地位にあった者で善管注意義務違反のあった取締役を含む。）が債務の弁済について連帯して責任を負う（法第 104 条第 2 項及び第 3 項）。ただし、次の 4 つの要件を満たす取締役については、その責任を免れうる（同条第 4 項）。

- ① 破産が当該取締役の善管注意義務違反に起因するものではないこと。
- ② 当該取締役が信義に基づき、かつ会社の設立趣旨及び目的に従って会社の利益のために業務執行を行っていたこと。
- ③ 破産の原因となった業務執行に関して直接又は間接に会社と利益相反関係になかったこと。
- ④ 破産を防ぐ措置を取ったこと。

5. コミサリス・コミサリス会

(1) コミサリス

(ア) コミサリスの一般的な義務

コミサリスはコミサリス会の構成員であり（法第 108 条第 3 項）、コミサリスが複数存在する場合には、個々のコミサリスはコミサリス会の決議に従って行動することが求められている（同条第 4 項）。取締役には個々に会社を代表する権限が付与されており、会社の業務執行を個々に行うことが求められているのに対して、コミサリスの場合、個々のコミサリスがコミサリス会の業務を独立して行うのではなく、コミサリスとしての業務は、全てコミサリス会の決議に基づき行わなければならない。

各コミサリスは、誠実かつ責任をもって会社の業務執行を監督し取締役会に対して助言を行わなければならないとされており（法第 114 条第 2 項）、これはいわゆるコミサリスの善管注意義務を定めたものと解される。

¹⁰⁷ 債権者申立による破産及び債務者申立による破産の双方を含む。なお、会社が自己破産を申し立てる場合には、必ず株主総会による特殊決議を経なければならない（法第 104 条第 1 項）。

(イ) コミサリスの報酬

コミサリスの報酬及び手当の金額については、株主総会の決議で定めるとされている（法第 113 条第 1 項）。コミサリスの報酬及び手当の決定を取締役に任せると取締役会に対する監督・助言業務に支障が生じる恐れがあり、またコミサリス会自身に任せるとお手盛りの弊害が生じることから、この株主総会の権限を取締役会又はコミサリス会に委譲することはできないと解される。

(2) コミサリス会

(ア) 概要

コミサリス会は全てのコミサリスで構成され、会社のために、会社の経営を監督し取締役会に対して助言を行う機関である（法第 108 条第 1 項及び第 114 条第 1 項）¹⁰⁸。

コミサリスが複数存在する場合には、コミサリス会の決議によりコミサリス会としての意思決定を行うことになるが、会社法は、コミサリス会の開催の招集、議事、決議、頻度等について何らの定めも置いていない。したがって、これらに関しては各会社の定款において規定するのが一般的である。

(イ) 権限

コミサリス会は、上述のとおり取締役会による会社の経営を監督し取締役会に対して助言をする責任を負う機関であり、一定の場合には、より直接的に会社経営に関与したり、取締役会に対して強力な監督権限を行使することが認められている。会社法が具体的に規定しているのは次のものである。

(a) 定款で定めることにより、取締役会が業務執行として行う特定の法律行為に関して、コミサリス会の承認又は協働を必要とすることができる（法第 117 条第 1 項）。

会社の日常の業務執行にかかわる事項については原則として取締役会に委ねられているが、一定の重要な事項についてはコミサリス会の関与を

¹⁰⁸ インドネシア会社法に特有の規定として、イスラム法に基づいて事業を行う会社（例えばシャリア銀行など）は、コミサリス会に加えてイスラム法監督委員会を設けなければならないとされている（法第 109 条第 1 項）。イスラム法監督委員会は、イスラム学者評議会の推薦され株主総会で選任された 1 名又は複数のイスラム法専門家により構成され（同条第 2 項）、取締役会に対して助言や提案を行うほか、イスラム法の諸原則に則って会社を運営しているかという観点からの監督を行う（同条第 3 項）。

求めることで、取締役会の業務執行に対して実効的な監督機能を持たせる趣旨である。ここで規定される「承認」とは、コミサリス会による承認を意味し、「協働」とは、取締役会が特定の法律行為を行う場合にコミサリス会がそれに立ち会うことを意味する。仮に定款で業務執行に関する特定の法律行為を行うに際してコミサリス会の承認又は協働が必要と規定されているにもかかわらず、取締役がかかる承認又は協働なしに行った場合には、会社は善意の第三者に対してはその行為の無効を対抗できず、かかる法的行為の効果は会社に帰属し、会社は当該行為を行った取締役に対して責任を追及することができるのみとされている（同条第2項）。

- (b) 定款に規定されている場合又は株主総会の決議があった場合に、コミサリス会は一定の特別な状況下において特定の期間に限り、取締役会に代わって会社の業務執行を自ら行うことができる（法第118条第1項）。会社法が想定している「特別な状況」とは、とりわけ次の2つである。
- ① 全ての取締役と会社との間に利益相反関係が生じている場合
 - ② 全ての取締役が（死亡、辞職、解任又は停職等の理由により）不在となった場合

かかる状況に準じた状況で、取締役会による業務執行が事実上不可能又は非常に困難な場合には、定款に規定するか又は株主総会の決議を経ることによりコミサリス会に業務執行の権限を付与することができるものと解される。

コミサリス会が取締役会に代わって業務執行を行う場合には、会社法が定める取締役会の会社及び第三者に対する権利、権限及び義務に関する規定が全て同様にコミサリス会に適用される（同条第2項）。したがって、本来的にはコミサリス会の決議に基づいて全ての業務を行わなければならないコミサリスも、かかる状況下においては個々のコミサリスが取締役同様、会社を代表する権限を有することになる¹⁰⁹。

- (c) 株主総会からの権限委譲があった場合には、取締役の報酬を決定することができる（法第96条第2項）。

取締役会によるお手盛りの弊害を避けるため取締役の報酬及び手当の額は株主総会で決議するのが原則であるが、株主総会がその権限を委譲

¹⁰⁹ 各コミサリスは、理論的にはこの期間中もコミサリス固有の義務も並行して負っているが、業務執行機関と監督・助言機関が同一の機関に帰属することになるため実質的に監督・助言業務を行う必要はないと解するべきであろう。

した場合には、コミサリス会が決定することができる。かかる権限委譲が認められるのは、コミサリス会が取締役会の監督機関であることから株主総会よりも各取締役の報酬を正当に決定することが期待できること、及びコミサリス会は取締役会から独立した機関であり、取締役会の影響を受けることもないためと考えられる。

- (d) 一定の理由がある場合には、取締役の業務執行を一時的に停止させることができる（法第106条第1項）。

コミサリス会が特定の取締役に関して業務執行を行わせることが会社の利益にとって適切でないと考える場合には、コミサリス会は理由を付した上で当該取締役を一時的に停職させることができる。停職に付された取締役に対してはその後弁明の機会が与えられて株主総会によりかかる処分の是非が判断されることになる（手続の詳細は本章第8節3. (6)を参照）。一時的にはあれコミサリス会の判断で特定の取締役の業務執行権限を剥奪することができるため、会社の業務執行に対して無視できない影響力を有していると言える¹¹⁰。

(ウ) その他の職務

コミサリス会は、会社の経営の監督及び取締役会への助言に加えて、会社法上次の義務を負う（法第116条）。

- ① コミサリス会議事録を作成しその写しを保管する¹¹¹。
- ② 取締役会に対してコミサリス及びその妻子の自社株式及び他社株式の保有状況を報告する¹¹²。
- ③ 前年度にコミサリス会が行った監督業務に関する報告書を作成し、株主総会に提出する。

(3) コミサリスの責任

(ア) 会社に対する責任

会社法上、個々のコミサリスは会社に対して善管注意義務を負っており、これ

¹¹⁰ このコミサリス会の権限は、コミサリス会の監督機能から導かれる法定の権限であり、定款でかかる権限の行使を制限することはできないと解されるため、特に現地企業との合弁会社を立ち上げるような場合には、コミサリス会の構成及び意思決定の方法についても慎重に検討する必要がある。

¹¹¹ 監査役会議事録の原本は法第100条第1項の規定に従って取締役会が保管する。

¹¹² 保有状況に変更があった場合にも報告しなければならず、かかる保有状況は取締役会が作成する特別株主名簿に記載される。（特別株主名簿については本章第6節2. を参照。）

に違反したことにより会社に損害を与えた場合には、当該コミサリスは個人として会社に対して損害賠償責任を負う（法第 114 条第 3 項）。コミサリスが複数存在する場合、あるコミサリスの善管注意義務違反に基づく責任は、原則として、全てのコミサリスが連帯して負うことになるが（同条第 4 項）、以下の 3 つの要件を満たすコミサリスは免責されうる（同条第 5 項）。

- ① 当該コミサリスが信義に基づき、かつ会社の設立趣旨及び目的に従って会社の利益のために監督業務を行っていたこと。
- ② 損害の原因となった取締役会の業務執行に関して直接・間接問わず個人的利益を有していなかったこと。
- ③ 損害の発生又は継続を防ぐために取締役会に助言を行ったこと。

議決権ベースで 10%以上の株式を保有する株主は、会社を代表してコミサリスに対してかかる責任を追及する訴えを提起することができる（同条第 6 項）。

コミサリスの対第三者責任についても取締役同様、会社法上の明文の規定はない。ただ、コミサリスの業務は原則コミサリス会の決定に基づき行われるものであるというのが法の基本的な考え方であることに鑑みると、いずれかのコミサリスの業務に民法上の不法行為があり、その結果、第三者に損害が発生した場合には、全てのコミサリスが当該第三者に対して民法上の不法行為責任を連帯して負うことになるかと解釈される可能性が高い。

（イ） 破産した場合の責任

コミサリス会の取締役会に対する監督に関して善管注意義務違反があり、その結果会社が破産し、会社財産によって会社の債務を完済できない場合には、原則全てのコミサリス（破産当時のコミサリスだけでなく、破産宣告前 5 年間の間にコミサリスの地位にあった者で善管注意義務違反のあったコミサリスを含む。）が債務の弁済について連帯して責任を負う（法第 115 条第 2 項）。ただし、次の 4 つの要件を満たすコミサリスについては、その責任を免れうる（同条第 3 項）。

- ① 破産が当該コミサリスの善管注意義務違反に起因するものではないこと。
- ② 当該コミサリスが信義に基づき、かつ会社の設立趣旨及び目的に従って会社の利益のために監督業務を行っていたこと。
- ③ 破産の原因となった取締役会の業務執行に関して直接・間接を問わず個人的利益を有していなかったこと。
- ④ 取締役会に対して破産を防ぐ措置を取るよう助言したこと。

(4) 独立コミサリス・代理コミサリス・委員会

(ア) 独立コミサリス

会社法は、定款において1名又は複数の独立コミサリスを規定することができる旨定めており（法第120条第1項）、この場合、主要株主、現職の取締役及びコミサリスと無関係の第三者が独立コミサリスとして株主総会で選任される¹¹³。独立コミサリスも他のコミサリスと同様コミサリス会の構成員であり、定款で別途定めない限り、権限及び職責について相違はない。

(イ) 代理コミサリス

会社法は、定款において1名の代理コミサリスを規定することができる旨定めており（法第120条第1項）、この場合、コミサリス会はその決議によって代理コミサリスを選任することができる（同条第2項）。代理コミサリスの職務及び権限はコミサリス会の職務及び権限に反せず、かつ取締役会の職務を妨げない限度で、定款にて規定することができることとされている（同条第3項）。代理コミサリスが行う業務として想定されているのは、コミサリス会の決議に基づいて行われるコミサリスの特定の業務の一部の委任を受けて行うというものであるが、実務上、定款に規定されているケースは少ない。

(ウ) 委員会

コミサリス会は、会社の経営の監督及び取締役会への助言を行うために、1名又は複数のコミサリスから構成される委員会をコミサリス会の下部機関として設けることができる（法第121条第1項）。具体的には、監査委員会、報酬委員会、役員指名委員会などが想定されている。それぞれの業務毎に委員会を設け、当該委員会に属する委員が中心となって対象となる事項についての調査、検討を行い、その結果をコミサリス会に提案して決議を行うというプロセスが想定されており、かかる委員会を設けることによりコミサリス会での討議から決議

¹¹³ 日本の監査役会設置会社では、3人以上の監査役のうち半数以上が社外監査役でなければならないと定めており（会社法335条第3項）、社外監査役とは、「過去にその会社又は子会社の取締役・会計参与・執行約又は支配人その他の使用人となったことがない者」を意味する。インドネシア会社法上の独立コミサリスの制度趣旨は社外監査役と同様、より中立的な立場の第三者をコミサリスに加えることで、取締役会からより独立した立場から監督業務を行うことを制度的に担保するものである。

までを効率よく行うことを企図したものである¹¹⁴。

¹¹⁴ 日本の会社法下では、委員会設置会社において類似の委員会の制度が見られる。すなわち、委員会設置会社は、取締役会と会計監査人を設け（監査役会は設置しない）、取締役会の下に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置くというアメリカ型の機関設計が平成14年改正により導入されている。この点インドネシア会社法は、コミサリス会は必置機関とした上で、取締役会ではなくコミサリス会の下にこれらの委員会を設ける設計にしている。

第9節 組織再編

1. 概要

会社法では、組織再編の手法として合併（吸収合併及び新設合併）、買収及び会社分割の3つの類型を規定している¹¹⁵。「買収」とは、会社の支配権の移転を伴う株式の取得と定義されており（法第1条第11号）、既存株式の譲渡による場合と新株引受による場合の双方を含む概念である。これらの組織再編行為は売主と買主という二者間の単純な取引とは異なり、多数の利害関係者が存在することから、会社法は特に、①対象会社並びに対象会社の少数株主及び従業員、②対象会社の債権者及び他のビジネスパートナー、③事業の健全な競争を尊重しながら手続を進めなければならないと定め（法第126条第1項）、そのための手続規制を設けている。なお、日本法上の組織再編行為として規定されている株式交換や株式移転という制度はない¹¹⁶。また、事業譲渡も組織再編の手法として一般的に用いられるものであるが、会社法では特段の規定は設けておらず、実務上事業譲渡を行う場合には、特定の事業を構成する会社の資産、権利・義務、契約関係を個別に移転させることにより行う。また、公開会社の合併や買収に関しては会社法の規定に加えて、後述する資本市場監督庁が定める規制の適用を受ける。

2. 合併

(1) 概要

会社の合併とは、2つ以上の会社が契約によって1つの会社に合体することであり、当事会社の1つが存続して他の会社を吸収する吸収合併と、当事会社の全てが消滅して新しい会社が成立する新設合併の2つの類型がある¹¹⁷。吸収合併の場合は吸収される会社が、新設合併の場合には当事会社全てがそれぞれ合併により自動的に消滅する¹¹⁸ことになる（法第122条第1項）¹¹⁹。合併の法的効果として、消

¹¹⁵ なお、会社法の下位規則としては、現行会社法施行前の1998年に制定された株式会社の吸収合併、新設合併及び買収に関するインドネシア共和国政令1998年第27号が現在も効力を有しているものの、現行会社法の規定と矛盾しない限度で有効と解されており注意が必要である。

¹¹⁶ インドネシアの会社法上、買収の対価を株式で支払うことを認めている規定があり（法第125条第6項d.）、同条では「株式交換」という表現が使用されているが、100%子会社化するための組織再編手法として制度化された日本法下の株式交換とは異なる制度である。

¹¹⁷ 会社法はインドネシア法準拠の株式会社間の合併のみを想定しており、外国会社とインドネシア法準拠の株式会社が合併することはできない。

¹¹⁸ 自動的に消滅するというのは、合併の法的効果として当然に消滅するという意味であり、事前に会社の清算手続を行う必要はないという趣旨である（同条第2項）。

¹¹⁹ 合併により消滅した会社が許認可を取得していた場合にはかかる許認可も合併により消滅することになり、存続会社（吸収合併の場合）又は新設会社（新設合併の場合）は新たに許認可を取得し直さなければ

滅会社の資産及び債務が存続会社又は新設会社に承継され、消滅会社の株主は存続会社又は新設会社の株主となる（同条第3項）。

合併に際しては、吸収合併と新設合併のいずれについても、以下の手続が必要となる。

- ① 取締役会による合併計画の策定・公告
- ② コミサリス会による合併計画の承認
- ③ 従業員への通知
- ④ 債権者異議手続
- ⑤ 株主総会による合併計画の承認
- ⑥ 合併証書（Deed of Merger）の作成
- ⑦ 合併結果の公告

(2) 合併計画の策定・公告

合併計画は、合併の当事会社の取締役会により作成される（法第123条第1項）。合併計画において記載される事項として法が定めるものは以下のとおりである（同条第2項）。同条は吸収合併を念頭においた記載になっており、新設合併の場合には必要な読み替えを行うこととされている（法第124条）。したがって、便宜上、以下においても吸収合併を前提として記述する。（吸収合併により消滅する会社を「消滅会社」、存続する会社を「存続会社」、消滅会社及び存続会社を併せて「当事会社」と呼ぶ。）

- ① 当事会社の社名及び所在地
- ② 消滅会社の取締役会による合併の理由及び説明、並びに合併条件
- ③ 株式の評価方法と合併比率
- ④ 存続会社の定款変更案（もしあれば）¹²⁰¹²¹
- ⑤ 当事会社の過去3年分の財務諸表
- ⑥ 消滅会社の事業を存続させるかについての事業計画
- ⑦ 存続会社の合併後のプロフォーマ（試算）貸借対照表
- ⑧ 消滅会社の取締役、コミサリス及び従業員の地位及び権利義務の清算方法
- ⑨ 消滅会社の第三者に対する権利義務の清算方法

ばならない。したがって、合併を行う場合、どちらの法人格を残すかを検討する場合には、許認可の有無や再取得の難易度についても検討する必要がある。

¹²⁰ 吸収合併では消滅会社の株主には存続会社の株式が割り当てられるが、例えば存続会社が自己株を大量に保有している場合などは、新規に株式を発行することなく、合併を行うことも可能であり、その場合、定款の内容については一切変更せずに合併を完了させることも理論的には有りうると考えられる。

¹²¹ 新設合併の場合には、新規に定款を作成する必要があるため、本号は「新設会社の定款案」と読み替えることになる。

- ⑩ 反対株主の株主としての権利の清算方法
- ⑪ 存続会社の取締役及びコミサリスの氏名及び報酬
- ⑫ 合併の実行に必要と考えられる期間
- ⑬ 当事会社の現状、事業展開及び事業実績に関する説明
- ⑭ 当事会社の主要な事業及び当期の変更事項
- ⑮ 当期に発生した消滅会社の事業活動に影響を及ぼす事項の詳細

(3) コミサリス会による合併計画の承認

両当事会社の取締役会が作成した合併計画は、株主総会の決議にかけられる前にそれぞれの当事会社のコミサリス会の承認を取得しなければならない（法第 123 条第 3 項）。合併という会社の存続に関わる重要な事項に関する変更であることから、取締役会、コミサリス会及び株主総会という会社の全ての機関の承認を取得することが求められる¹²²。

(4) 従業員への通知

当事会社の取締役会は、合併計画に関してコミサリス会の承認を得た後、株主総会招集の 30 日前までに従業員に対して合併計画の概要を書面により通知しなければならない（法第 127 条第 2 項）¹²³。これは、会社の従業員は、会社が合併等の組織再編行為を行う場合に自ら会社を退職することを選択したときには、通常の自己都合退職の場合よりも割増しの退職金を受け取る権利が労働法上認められているため¹²⁴、かかる権利を行使するかどうかの判断をする機会を付与するためである。

(5) 債権者保護手続

当事会社の取締役会は、株主総会招集の 30 日前までに少なくとも 1 紙の新聞に合

¹²² 社内決議に加えて、特定の業種の会社の合併の場合には、監督官庁の事前の承認も必要となる。例えば、銀行や保険会社等はそれぞれインドネシア中央銀行や財務省の承諾が必要となる。（なお、2013 年 1 月以降、インドネシア中央銀行及び財務省内の銀行業や保険業を含む金融業の監督部門は金融庁に順次移行され、金融庁がこれらの監督業務を行うことになる。）

¹²³ なお、合併計画の概要についてはかかる通知以降株主総会まで会社でも閲覧できるよう備置しなければならない（同条第 3 項）。

¹²⁴ 労働法（法 2003 年第 13 号）第 163 条第 1 項は、会社の組織変更、合併、併合又は支配株主の変更により労働者が労使関係の継続を望まない場合には、会社は同法が規定する退職手当、功労金及び損失補償金の支払いを受けることができる。なお、自己都合退職の場合には、退職手当及び功労金を受領する権利は生じない（同法 162 条第 1 項）。退職手当及び功労金の額は勤続年数によって定まり、退職金は最大で賃金の 8 ヶ月分、功労金は最大で賃金の 10 ヶ月分である。

併計画の概要を公告しなければならない（法第 127 条第 2 項）。これは、会社の合併により自己の利益が損なわれると考える債権者に対して異議を申し立てる機会を付与するためである。合併に異議がある債権者は合併計画の公告後 14 日以内に異議を申し立てなければならず（同条第 4 項）、この期間内に異議申立てがなされなかった場合には、債権者はかかる合併を行うことを承認したものとみなされる（同条第 5 項）。期間内にいずれかの債権者から異議申立てがなされた場合には、まず取締役会が当該債権者と交渉を行い、株主総会の開催日までに当該異議申立てを解決するよう努めることになるが、当該債権者との間で合意に至らない場合には、かかる異議申立てがなされていることを株主総会において説明し、株主総会においてその解決を図らなければならない（同条第 6 項）。かかる異議申立てに対して株主総会で何らかの解決案を用意し、債権者に対して提示して債権者の合意が得られない限りは、合併を実行することはできない（同条第 7 項）。

(6) 株主総会による合併計画の承認

当事会社の取締役会は、コミサリス会の承認を経た合併計画を株主総会に提出し、株主総会の承認決議を取得する。合併計画の承認決議は、議決権ベースで 75%以上の株式を保有する株主が出席し、出席株式数の 75%以上の賛成が必要である。なお、合併に反対する株主は、その合併が株主又は会社を害すると評価できる場合には会社に対してその株式の適正な価格による買取りを請求することができる（法第 126 条第 2 項、第 62 条）、それ自体は合併手続を止める効力はない（同条第 3 項）。

(7) 合併証書の作成

株主総会による承認後、合併計画の内容を盛り込んだ合併証書が公証人によって作成され、公証人の面前で当事会社が締結する（法第 128 条第 1 項）。この公正証書はインドネシア語で作成しなければならない。

吸収合併に伴い法務人権大臣に対して定款変更の承認又は届出（承認が必要となる定款変更については、本章第 4 節 2. 参照）の手続が必要となる場合、かかる承認の申請又は届出に際してはこの合併証書の写しを添付する（法第 129 条第 1 項）。法務人権大臣より定款変更が承認された日又は届出が受理された日において、合併の効力が生じることになる。吸収合併は実施されたが存続会社の定款は変更がない場合には、定款変更の承認・届出手続は不要となるが、その場合でも消滅会社の法人格消滅の登記及び存続会社の株主構成の変更等に関する登記事項の変更を行う必要があるため、合併証書の写しを法務人権大臣に提出しなければならない

い（法第 129 条第 2 項）。この場合、法務人権大臣に対して合併証書を提出して受理された日において、合併の効力が生じることになる（法第 133 条第 1 項）。

他方、新設合併の場合、合併証書に基づき新設会社の設立証書が作成されることになり（法 128 条第 3 項）、新設会社は会社の設立認可を法務人権大臣から取得するために、設立認可申請書に当該合併証書の写しを添付して提出しなければならない（法第 130 条）。法務人権大臣より会社の新設についての認可が付与された日において、新設合併の効力が生じることになる。

(8) 合併結果の公告

存続会社又は新設会社の取締役会は、合併の効力発生日から 30 日以内に合併の結果を少なくとも 1 紙の新聞において公告する（法第 133 条第 2 項）。

また、①吸収合併の場合、存続会社の定款変更に係る登記及び官報での公告並びに消滅会社の法人格の消滅に係る登記、②新設合併の場合、当事会社の法人格の消滅に係る登記及び新設会社の設立認可に係る登記及び官報での公告については、法第 29 条及び第 30 条の規定に従って法務人権大臣が行う（法第 132 条）。

3. 買収

(1) 概要

会社法上、「買収」とは、会社の支配権の移転を伴う株式の取得と定義されており（法第 1 条第 11 号）、既存株式の譲渡による場合と新株引受による場合の双方を含む概念である。（以下、買収を企図している会社を「買収会社」、買収される会社を「対象会社」と呼ぶ。買収を行うことができるのは法人に限らず自然人も可能であるが（法第 125 条第 2 項）、会社法の書きぶりからは会社であることが想定されており、実務上も会社であることが多いため、ここではそれに従う。）支配権の移転を伴う株式譲渡又は新株引受を組織再編行為として位置付け、株主間の通常の株式譲渡取引や会社の増資に伴う新株発行に要する手続とは異なる組織法上の手続要件を設けている。そして、会社法はかかる買収の手続を、①対象会社の取締役会を通して既存の株式又は新規発行の株式を取得する買収と②株主から直接の既存の株式を取得する買収の 2 つの類型に分けてそれぞれ手続要件を規定している。

(2) 対象会社の取締役会を通した買収

取締役会を通して行われる買収とは、買収会社が対象会社の株式をその株主から直接相対で購入するのではなく、対象会社の取締役会と買収会社の取締役会との間の合意により定められた条件に従って、個々の株主が保有する株式を同時にかつ一律の条件で買収会社に譲渡する手続である。

取締役会を経由して行われる買収に関しては、次の手続が必要となる。

- ① 取締役会による買収計画の策定・公告
- ② コミサリス会による買収計画の承認
- ③ 従業員への通知
- ④ 債権者異議手続
- ⑤ 株主総会による買収計画の承認
- ⑥ 公正証書の作成
- ⑦ 買収結果の公告

一連の手続の流れについては合併における手続と概ね同様である。

(ア) 買収計画の策定・公告

買収会社が対象会社に対して買収目的を通知した後、買収会社と対象会社の取締役会は、主として以下の事項を記載した買収計画を策定する（法第 125 条第 6 項）。

- ① 当事会社の社名及び所在地
- ② 当事会社による買収理由とその説明
- ③ 当事会社の最新会計年度の財務諸表
- ④ 対価が株式である場合、対象会社の株式の評価方法と交換比率
- ⑤ 買収株式数
- ⑥ 資金の調達状況
- ⑦ 買収会社の買収後のプロフォーマ連結貸借対照表
- ⑧ 反対株主の株主としての権利の清算方法
- ⑨ 対象会社の取締役、コミサリス及び従業員の地位及び権利義務の清算方法
- ⑩ 買収実行に必要と考えられる期間
- ⑪ 定款変更案（もしあれば）

(イ) コミサリス会による買収計画の承認

買収会社及び対象会社の取締役会が作成した買収計画は、株主総会の決議にかけられる前にそれぞれの会社のコミサリス会の承認を取得しなければならない(法第125条第6項)¹²⁵。会社の買収という組織の根幹に関する事項であることから、取締役会、コミサリス会及び株主総会という会社の全ての機関の承認を取得することが求められる。

(ウ) 従業員への通知

合併手続同様、対象会社の取締役会は、買収計画に関してコミサリス会の承認を得た後、株主総会招集の30日前までに対象会社の従業員¹²⁶に対して買収計画の概要を書面により通知する(法第127条第2項)¹²⁷。

(エ) 債権者保護手続

買収における債権者保護手続も基本的には合併における手続と同様である。すなわち、対象会社の取締役会は、株主総会招集の30日前までに少なくとも1紙の新聞に買収計画の概要を公告しなければならない(法第127条第2項)¹²⁸。かかる買収に異議がある債権者は買収計画の公告後14日以内に異議を申し立てなければならず(同条第4項)、この期間内に異議申立てが無かった場合には、債権者はかかる買収を行うことを承認したものとみなされる(同条第5項)。期間内にいずれかの債権者から異議申立てがなされた場合には、まずは取締役会が当該債権者と交渉を行い、株主総会の開催日までに当該異議申立てを解決するよう努めることになるが、当該債権者との間で合意に至らない場合には、かかる異議申立てがなされていることを株主総会において説明し、株主総会においてその解決を図らなければならない(同条第6項)。かかる異議申立てに対して株主総会で何らかの解決案を用意し、債権者に対して提示して債権者の合意が得られない限りは、買収手続を進めることはできない(同条第7項)。

¹²⁵ 会社法は買収会社もインドネシア法準拠の会社であることを想定した書きぶりになっているが、投資法上の外資規制に抵触しない限り、外国会社が直接インドネシア法準拠の会社を買収することは可能である。買収会社が外国会社である場合には、このコミサリス会の承認に係る規定は適用されない。

¹²⁶ 明文上必ずしも明らかではないが、制度趣旨に鑑み、従業員への通知は対象会社の従業員に対して行えば足り、買収会社の従業員に対する通知は不要と解される。

¹²⁷ 買収計画の概要についてはかかる通知以降株主総会まで会社でも閲覧できるよう備置しなければならないのも合併手続と同様である(同条第3項)。

¹²⁸ 債権者保護手続についても対象会社についてのみ行えば足り、買収会社による新聞公告は不要と解される。

(オ) 株主総会による買収計画の承認

対象会社の取締役会は、コミサリス会の承認を経た合併計画を株主総会に提出し、株主総会の承認決議を取得する¹²⁹。合併計画の承認決議は、議決権ベースで75%以上の株式を保有する株主が出席し、出席株式数の75%以上の賛成が必要である。なお、買収に反対する株主は、その買収が株主又は会社を害すると評価できる場合には会社に対してその株式の適正な価格による買取りを請求することができるが（法第126条第2項、第62条）、それ自体は買収手を止める効力はない（同条第3項）。

(カ) 公正証書の作成

株主総会による承認後、買収計画の内容を盛り込んだ買収証書が公証人によってインドネシア語で作成され、公証人の前で買収会社及び対象会社が署名することで締結する（法第128条第1項）。かかる買収証書は、法務人権大臣に対して定款変更の届出を行う場合に添付しなければならない（法第131条第1項）¹³⁰。

(キ) 買収結果の公告

対象会社の取締役会は、買収の効力発生日¹³¹から30日以内に買収の結果を少なくとも1紙の新聞に公告する（法第133条第1項及び第2項）。また、対象会社の定款変更に係る登記及び官報での公告については、法務人権大臣が行う（法第132条）。

(3) 株主からの直接の取得

対象会社の取締役会を通さず対象会社の株主から直接対象会社の株式を取得することにより対象会社の支配権を獲得する場合、上述した買収計画の策定及びコミ

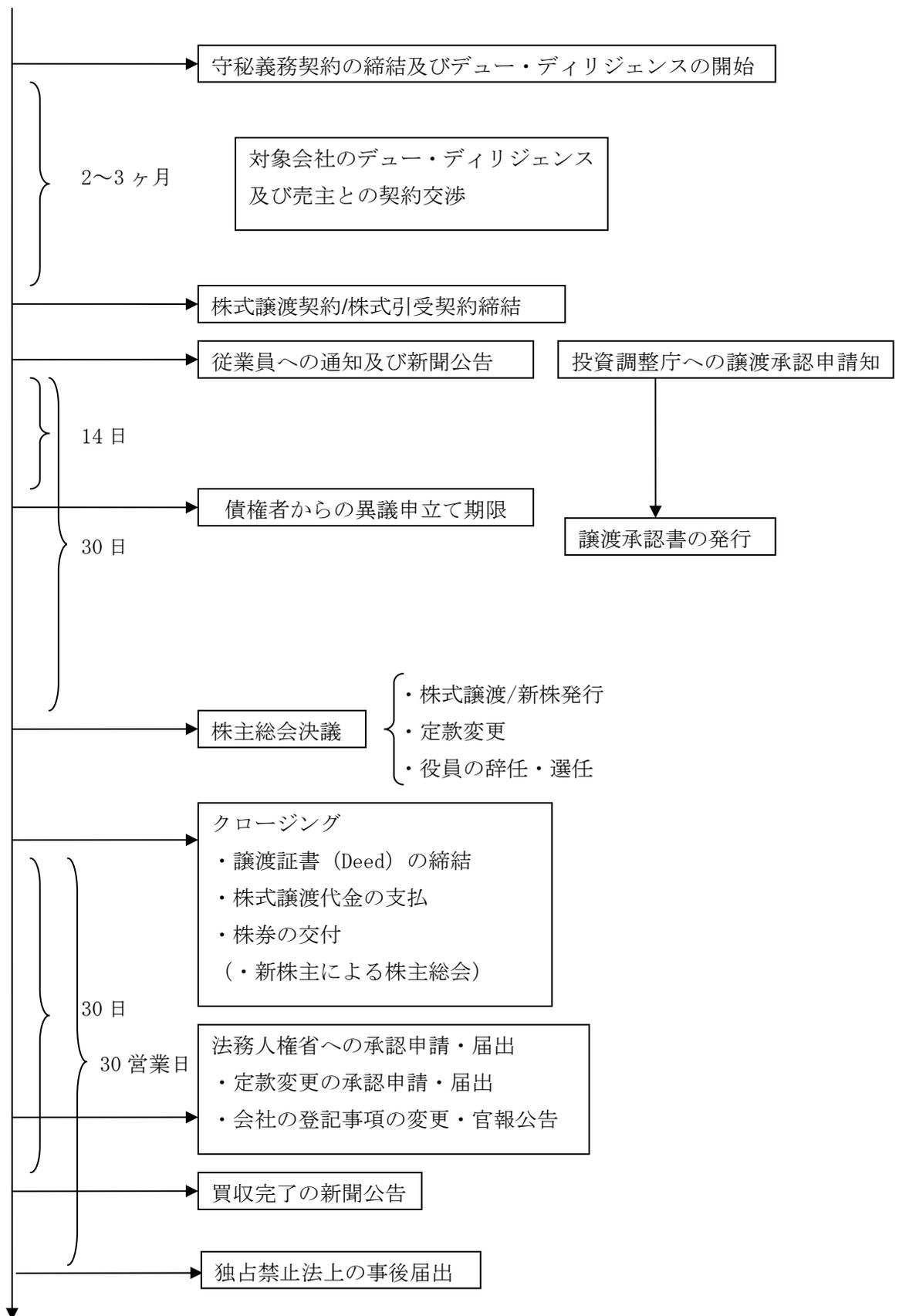
¹²⁹ 明文上必ずしも明らかではないが、買収会社に関しては買収会社の設立準拠法及び定款で定める必要な手続を取れば足りる。

¹³⁰ 明文の規定はないが、法務人権大臣の承認が必要となる定款変更を伴う場合にも、定款変更に係る承認申請書に買収証書を添付する必要がある。

¹³¹ 買収の効力発生日に関しては会社法上必ずしも明確に規定されていないが、前述の株式会社の吸収合併、新設合併及び買収に関する政令1998年第27号を現行会社法と整合的に解釈すれば、①買収に伴う定款変更が法務人権大臣に承認された日（法務人権大臣の承認が必要な定款変更事由がある場合）、②買収に伴う定款変更に係る届出が法務人権大臣に受理された日（法務人権大臣の承認が必要な定款変更事項がない場合）、又は③買収に伴う定款変更がない場合は、買収証書が締結された日がそれぞれ効力発生日になると解される（同政令第32条）。

サリス会の承認の手続は不要となり、売主である既存株主との間で直接締結する株式譲渡契約に基づき株式の譲渡が行われることになる。この場合、会社法及び対象会社の定款に基づく株式譲渡に関する制限に留意しつつ（法第 125 条第 8 項）¹³²、合わせて、組織再編行為という観点から、一定の手続規制に服することになる。実務上、外国会社が直接インドネシアの株式会社を傘下に収める手法としては、このタイプの買収が用いられることが圧倒的に多い。取締役会を通じた買収に比べて買収計画の策定が不要である点において利便性が高く、また取引の実態に鑑みても、買収交渉は直接対象会社の株主との間で開始するケースが多いからである。このタイプの一般的な買収プロセスを時系列で表示すると以下のとおりである。

¹³² 例えば、会社法上他の株主に先買権が付与されているため、売主が第三者に株式を売却することを希望する場合には必要な社内手続を経しておく必要がある。



いずれの買収プロセスにも共通することであるが、実務的にはまず買収会社と売主である既存株主との間で守秘義務契約を締結し、対象会社のデュー・ディリジェンス¹³³を経て、買収の実行を妨げる事由がないことを確認の上、買収会社と売主の間で株式譲渡契約を締結する。ここで締結する株式譲渡契約は、買収会社と売主の二者間の私的な契約であり、会社法上の必須の手続ではない。株式譲渡契約の締結後、対象会社にて上述の従業員への通知、債権者保護手続及び株主総会決議を行う。これらは、取締役会を通じた買収に係る手続規定が準用されている（法第127条第8項）。株主総会の買収承認決議がなされた後に、買収会社及び売主との間でインドネシア語で作成された株式譲渡証書が公証人の面前で締結され（法第128条第2項）、その時点で株式譲渡の効力が生じる¹³⁴。

その後、対象会社の株主構成の変更に係る届出を法務人権大臣宛に行う際に、譲渡証書の写しが添付されて届出がなされる（法第131条第2項）。買収に関連して定款変更や役員の変更がなされる場合には、それらの承認申請及び届出も買収完了後に行われることが多い。

買収の効力発生日から30日以内に譲渡の結果を新聞に公告しなければならない点も、取締役会を通じた買収と同様である。

4. 会社分割

会社法が定める会社分割には、完全会社分割と一部会社分割の2種類がある（法第135条第1項）。完全会社分割とは、被分割会社の資産と負債の全てが2社又はそれ以上の承継会社に譲渡され、その結果被分割会社は法的に消滅するものを意味し（同条第2項）、一部会社分割とは、被分割会社の資産と負債の一部が1社又はそれ以上の承継会社に譲渡されるが、被分割会社は会社分割後も法的に存続するものを意味する（同条第3項）¹³⁵。

会社分割の具体的な手続に関しては会社法上ほとんど規定がおかれておらず、反対株

¹³³ 買収手続きにおけるデュー・ディリジェンスとは、ビジネス・法務・税務・会計等の観点から対象会社の実態及び問題点を把握するための調査を意味する。

¹³⁴ 実務上は譲渡証書の締結日をクロージング日と呼ぶが、クロージング日には、売主、買収会社及び公証人が一同に介し、譲渡証書の締結、株式譲渡代金の支払、株券の交付を同日に実施する。なお、譲渡証書に署名するのは、本来会社を代表する権限を有するものでなければならないが、クロージングに立ち会うことができない場合には、事前に委任状を用意する必要があり、また、その委任状が外国で作成される場合には、当該国のインドネシア大使館での認証を経たものでなければならない。

¹³⁵ 日本法下の会社分割は、承継会社が既存の会社か新設される会社かによって吸収分割と新設分割という2種類の会社分割の手続を設けているが、インドネシア会社法ではかかる区別はなされていない。また、日本法下の会社分割では、被分割会社は会社分割の効力発生日後も引き続き法人格は存続し続けるので、いわゆる完全会社分割に対応する制度は用意されていない。

主による買取請求権、債権者異議手続、従業員に対する通知、株主総会による承認が合併や買収に関する手続と同様に行われるとされているのみである。手続の詳細は下位規則に委ねられているものの(法第 136 条)、下位規則が未だ制定されていないため、実務的には会社分割を使った組織再編というのは手続上不明確な点が多く、実例も少ない。

会社分割は被分割会社の特定の事業を包括的に譲渡する組織法上の行為であり、当該事業に含まれる債権債務や財産の個別の移転手続が不要である点において、個別の移転手続を要する事業譲渡に比べて手続上のメリットがある。また、被分割会社の特定の事業に係る債権や財産を現物出資により新会社を設立する方法もあるが、現物出資を行う場合には鑑定人による個々の債権や財産の価値の評価手続を要するため実務的には時間とコストを要するところ(法第 34 条第 2 項)、かかる評価手続が不要である点で現物出資に比べても手続上のメリットがあると言える。かかる観点からも施行規則の早期の制定が望まれる。

5. 事業譲渡

事業譲渡とは、一般的には会社の事業の(重要な)一部を第三者に譲渡することを意味するところ¹³⁶、会社法は、事業譲渡に関する規定を設けていない。しかしながら、上述のとおり、会社の事業の一部を包括的に譲渡することができる会社分割の制度は施行規則が未制定であることから実務的には利用しにくい状況にあり、したがって代替手段として事業譲渡が利用される頻度は高い。

事業譲渡においては会社の重要な資産の譲渡を伴う場合が想定されるが、会社の純資産の 50%を超える資産の譲渡については株主総会の特殊決議が必要であり¹³⁷(法第 102 条第 1 項乃至第 5 項、第 89 条)、またかかる資産の譲渡が株主又は会社に対して損害を与える行為でこれに同意できない株主は、会社に対して自己の株式を適正な価格で買い取ることを要求する権利を有することができる(法第 62 条第 1 項)。

事業譲渡は会社分割と異なり、事業を構成する資産、債権債務、契約関係、雇用関係等を一つずつ個別に譲渡させる必要があり、かかる権利移転の方法については移転の

¹³⁶ 日本法上は、「事業(営業)とは、一定の営業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産(得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む)の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に同法第 25 条に定める競業避止義務を負う結果を伴うものをいう」とされている。(最判昭 40.9.22 民集 19-6-1600) 事業譲渡に該当する場合には株主総会の特別決議が必要になることから、何が事業譲渡に該当するかという明確な定義が必要になるが、インドネシア会社法上は事業譲渡を行う場合に必要な組織法上の手続等は存在しないため、事業の定義について論じる実益はない。

¹³⁷ 詳細については本章第 8 節 4. を参照されたい。

対象となる客体によってその方法も異なるため注意が必要である¹³⁸。

6. 公開会社による組織再編

(1) 概要

公開会社に関連する合併及び株式譲渡（買収）に関しても、原則会社法の規定が適用されるが、それに加えて、インドネシア資本市場監督庁（BAPEPAM-LK）が制定した資本市場法令（資本市場法及び関連する規則を含む。）及びインドネシア証券取引所（IDX）の規則が適用される。資本市場法令が会社法と異なる定めを設けている場合には、資本市場法令の規定が優先する（会社法第 123 条第 5 項及び第 137 条）。

(2) 公開会社による合併

公開会社による合併手続については、資本市場法令で異なる定めがある場合を除き、会社法の規定に従う（法第 137 条）とされているところ、資本市場監督庁は、1997 年規則 No. IX. G. 1（Kep-52/PM/1997）において公開会社の合併手続の特則を設けている¹³⁹。非公開会社の合併手続と異なる点としては、主に以下の点が挙げられる。

- ① 合併を行う公開会社の取締役及びコミサリスは、資本市場監督庁に対して、企図する合併は会社、公共及び公正な競争それぞれの利益を勘案したものであり、かつ、株主及び従業員の権利を保証する旨の陳述書を提出しなければならない。
- ② 合併計画の策定後、コミサリス会の承認を得て 2 営業日以内に合併計画を資本市場監督庁に対して提出するとともに、その要旨を全国紙 1 紙を含む新聞 2 紙において公表しなければならない。なお、合併計画を公表する際には、資本市場監督庁が当該合併契約の有効性を承認して初めて有効になる旨付記しなければならない。
- ③ 合併が企図されていることが当事者以外の第三者の知るところとなった場合

¹³⁸ 例えば不動産に関する権利の移転については、譲渡証書（Deed）に基づく権利移転及び登記が必要となる。また契約関係の移転については、原則契約の全ての当事者の同意が必要となる。さらに、雇用関係については、従業員に対して譲受会社への転籍を強制することはできず、従業員が雇用関係の終了を希望する場合には、会社は通常の自己希望退職の場合には支払義務のない退職金及び功労金を支払わなければならない。

¹³⁹ 本規則は 2007 年会社法改正より以前に制定されたものであるが、現在でも効力を有していると解される。ただし、現行会社法の規定との齟齬がある場合に、どちらの規定が優先するかについては慎重な検討が必要である。

には、遅くとも翌営業日に当事会社は直ちにその旨資本市場監督庁に通知するとともに公表しなければならない。

(3) 強制公開買付け

(ア) 概要

公開会社の買収に関しては、資本市場監督庁の上場公開会社の買収に関する規則 No. IX. H. 1 及び資本市場監督庁長官令 (Kep-264/BL/2011) (以下、「強制公開買付規則」という。) において定められている。インドネシアの強制公開買付規則では、公開会社の支配権の移転 (支配株主の変更) を伴う株式の取得がなされた場合にそれに伴い公開買付けを実施し、他の株主に対しても株式売却の機会を付与することを義務付けている (以下、「強制公開買付け」という。) ¹⁴⁰。

(イ) 強制公開買付けのプロセス

公開会社の買収を企図している買主は、売主との交渉段階で対象会社の買収交渉を行っている旨を対象会社、資本市場監督庁及び証券取引所に対して報告し、かつ新聞公告により公表することができる。ただし、交渉段階で買収計画について公表することは義務ではないため、事前に公表するかどうかは慎重に検討する必要がある。なお、いったん買収交渉の事実を公表した場合には、その後買収交渉に関して重要な進展があったときは、2 営業日以内に再度報告及び公表を行う必要がある。

実際に公開会社の株式の取得により支配株主 (公開会社の 50% 超の株式を保有する者、又は、当該会社の経営や方針に関する事項を直接又は間接に決定できる者を意味する。) の変更が生じた場合 ¹⁴¹、買収交渉段階での公表の有無を問わず、新たに支配株主になった者は、取引日から 1 営業日以内に新聞公告及び

¹⁴⁰ 日本法下の公開買付規制では、市場外で一定数以上の株式の買付け等をする場合には、原則として公開買付けによらねばならないと定められている (金融商品取引法第 27 条の 2) のに対し、インドネシアの強制公開買付規則では、買収者が対象会社の支配権の移転を伴う株式の取得を行った後に、続けて他の株主の利益を保護する目的で公開買付けを行うことを義務付けている。

¹⁴¹ なお、「支配株主の変更があった場合」には、①婚姻又は相続による変更、②12 ヶ月毎に既発行の議決権付きの株式を 10% を超えない範囲で取得したことによる変更、③法に基づき公的機関が義務又は権限を行使したことによる変更 (かかる公的機関から直接購入したことによる変更を含む。)、④確定的効力を有する裁判所の決定による変更、⑤事業再編又は株主の清算による変更、⑥株式の贈与 (対価を受領しない株式譲渡) による変更、⑦債務保証による変更、⑧資本市場法令が定める株式先買権の行使に基づく株式取得による変更、⑨公的機関の施策に基づく株式取得による変更、⑩法令を遵守していない公開買付けによる変更、⑪自発的公開買付けを通じた株式取得による変更は、強制公開買付けが義務付けられる支配株主の変更にはあたらない。

資本市場監督庁への報告を行い、それに続けて他の株主¹⁴²が保有する株式について公開買付けを実施しなければならない。

資本市場監督庁から強制公開買付け届出書の公表を許可する旨の通知書を受領した後、2営業日以内に全国紙の新聞上において公表し、公表の翌日から30日間の強制公開買付け期間が開始される。公開買付け期間終了後、12日以内に決済を完了させ、決済完了後5営業日以内に資本市場監督庁に対して強制公開買付け報告書を提出する。

(ウ) 公開買付け価格

強制公開買付けにおける株式の買付け価格は、①支配権の移転が生じた株式取得の公表日¹⁴³前90日間の各取引日のもっとも高い市場価格の平均値¹⁴⁴又は②支配権の移転が生じた株式取得における株式取得価格、のいずれか高い方の価格に設定しなければならない。

(エ) フリーフロート規制

強制公開買付けの結果、支配株主が対象会社の80%超の株式を取得した場合、公開買付けの完了から2年以内に、少なくとも80%を超えて保有する株式については第三者に譲渡し、かつ300名以上の株主が対象会社の株式を保有している状態に戻さなければならない。上場会社である以上、一定割合の株式については流動性が維持されなければならないという趣旨から設けられた規定である。なお、強制公開買付けに先立つ買収により80%超の株式が単独の株主によって取得された場合でも、支配株主はこれに続けて公開買付けを行わなければならないが、この場合には、公開買付けの完了から2年以内に、少なくとも公開買付けによって取得した株式と同数の株式については第三者に譲渡し、かつ300名以上の株主が対象会社の株式を保有している状態に戻さなければならない。ただし、いずれの場合も、一定の事由がある場合には、資本市場監督庁の決定

¹⁴² ただし、①新たに支配株主となった者と個別に株式譲渡の合意をしている株主、②新たに支配株主となった者から同一の条件で個別に株式購入の申し出を受けている株主、③同時期に株式公開買付けを行っている株主、④法定の要件を満たす主要株主及び⑤他の支配株主を除く。

¹⁴³ この公表日とは、公開会社の株式取得について事前に公表した場合には事前公表の日、事前公表をしなかった場合には、株式取得直後の公表日を意味する。買収の情報が外部に漏れると株価は通常上昇することから、そのような場合には早い段階で公式に事前公表を行い、公開買付けにおける株式の買付け価格が高くなることを避けた方が望ましい場合もあるだろう。

¹⁴⁴ なお、非上場会社の株式を購入する（ことでその子会社である公開会社の支配権を取得する）場合は、鑑定人によって定められた公正な価格が採用され、上場会社のうち買収の直近90日間証券取引所で取引されていない会社の株式に関しては、取引が停止された日の直近12ヶ月間の各取引日のもっとも高い市場価格の平均値が採用される。これらの金額と、買収における株式購入価格のいずれか高い方が買付け価格となる。

によりこの期限を延長することができる。

(4) 自発的公開買付け

公開会社に対する自発的公開買付けを行う場合には、資本市場監督庁の規則 No. IX. F. 1 (Kep-263/BL/2011) が適用される。自発的公開買付けとは、マスメディアを使用して上場会社の株式を購入（又は他の証券と交換）する旨の自発的な申し出を意味し、自発的公開買付けを行う買付者は、大要以下のプロセスに従う。

- ① 公開買付届出書を資本市場監督庁、対象会社及び証券取引所に提出すると同時に全国紙 1 紙を含む 2 紙の新聞上において公表する。
- ② 資本市場監督庁からの公開買付届出書の効力が発生した旨の通知を受領した時点で、公開買付届出書の効力が生じる。
- ③ 公開買付届出書の効力発生日から 2 営業日以内に 30 日間の強制公開買付期間が開始し、最大 90 日まで延長できる。
- ④ 公開買付期間終了後 12 日以内に決済を完了させる。
- ⑤ 決済完了後 10 営業日以内に資本市場監督庁に対して強制公開買付報告書を提出する。

自発的公開買付けにおける買付価格は、公開買付けの公表前 90 日の各日の最高値の平均値よりも高い金額でなければならない¹⁴⁵。

7. 企業結合法制

インドネシアにおける企業結合法制は、独占禁止法（1999 年法第 5 号）に基づき事業競争監視委員会（Komisi Pengawas Persaingan Usaha）（以下、「KPPU」という。）が管轄している。独占禁止法第 28 条は、独占又は不公正な結果を生じさせる株式会社の合併及び買収を禁じており、独占又は不公正な結果を生じさせるおそれのある組織再編行為については、事後的に届け出る義務を課している。具体的には独占禁止法の施行規則（2010 年政府規則第 57 号）第 5 条において、吸収合併における存続会社、新設合併における新設会社及び株式譲渡における譲受会社は、①総資産額が 2 兆 5,000 億ルピア（銀行業の場合には 20 兆ルピア）を超えると、又は②年間総売上額が 5 兆ルピアを超えると、組織再編行為の効力発生日から 30 営業日以内に KPPU に届け出

¹⁴⁵ なおこれに加えて、同一の買付者が公開買付けの公表前 180 日以内に公開買付けを行っている場合には、当該先に行われた公開買付けの買付額よりも高い金額でなければならない。また、公開買付けの公表前の直近 90 日間の取引が無い場合には、直近 12 ヶ月間の各日の最高値の平均値を、非上場の証券に関しては鑑定評価人による合理的な評価額をそれぞれ基準価格として、それを上回る価格を買付価格として設定しなければならない。

ることが義務づけられている。

かかる届出を期限内に行わなかった場合には、1日遅延する毎に10億ルピア（最大で累積250億ルピア）の制裁金が課される。届出完了後、90営業日以内にKPPUは当該取引の結果独占又は不公正な競争が生じるか否かについての審査を完了させ、審査の結果、独占禁止法上禁止されている独占又は不公正な競争を生じさせる取引と認定された場合、刑事罰として250億ルピア以上1,000億ルピア以下の罰金又は6ヶ月以下の禁錮刑（独占禁止法第48条第1項）、KPPUからの行政措置として10億ルピアから250億ルピアの制裁金に加えて、取引に関連する契約が取り消される等の処分が科される可能性がある（同法第47条）。

なお、上記規則においては、事後届出義務のある合併又は株式譲渡（買収）を行う会社がKPPUに対して口頭又は書面によって事前相談を行う手続も用意している（同規則第10条）。かかる事前相談が行われた場合、KPPUは90営業日以内に計画されている取引に関する指導、意見、ガイドラインなどを出すものとされているが、これらの指導等は拘束力を有するものではなく、また、事前相談を行った場合でも事後届出の義務は免除されないことに留意が必要である。

第 10 節 検査役による会社の調査

1. 概要

会社法は、会社又は取締役会若しくはコミサリス会が株主又は第三者が損害を被る違法な行為を行っている疑いがある場合に、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所への申立てを行うことで強制的に外部の専門家により会社の内部調査を行い、かかる違法行為の発見を行う仕組みを設けている（法第 138 条第 1 項及び第 2 項）。

2. 申立権者

会社の調査を管轄の地方裁判所に対して申し立てることができるのは、以下の者である（法第 138 条第 3 項）。

- ① 総株主の議決権の 10%以上の議決権を有する株主（複数の株主による合算も可）
- ② 法令、定款又は会社との契約に基づき調査の申立てを行う権限を有する第三者
- ③ 検察庁

なお①の少数株主による申立てに関しては、直ちに地方裁判所への申立てが認められるのではなく、株主が事前に株主総会において会社に対して違法行為を行っていないかという点についての説明を求め、会社がそれに対して何らの情報提供又は説明も行わなかった場合にのみ、地方裁判所への申立てが認められる（同条第 4 項）。議決権ベースで 10%以上の株式を保有する株主には株主総会招集請求権が付与されており、また本来的に株主には株主総会において会社の経営に関する説明を受け、議論をする場が付与されているため、まずはかかる手続を経た上でなければ申立てを認めないとしたものである。

3. 申立手続

上述の申立権者は、管轄の地方裁判所に対して、申立ての理由を記した書面を提出することにより会社の調査の申立てを行うことができ（法第 138 条第 2 項）、当該裁判所の裁判所長はかかる申立ての是非を審査し、その当否を判断する（法第 139 条第 1 項）。申立ては公正な理由に基づき信義則に則り行わなければならない、不正な目的をもった申立ては却下される（同条第 2 項）。

裁判所長が申立てを認容する場合には、調査決定書を発行し最大 3 人までの検査役を選任し、必要な調査を行う権限を付与する（同条第 3 項）。ここで選任される検査役は監査の専門家で、かつ公正な調査を担保するために、当事会社の取締役、コミサリス、

従業員、かつて当事会社が利用したことのあるコンサルタント及び公認会計士以外の者でなければならない（同条第4項）。裁判所から選任された検査役は、情報収集のために必要と思われる会社の事業に関する全ての書類（会計帳簿、記録、書簡を含む。）及び会社の資産を調査する権限を有し（同条第5項）、当事会社の取締役、コミサリス及び従業員はかかる調査に対して協力する義務を負う（同条第6項）。なお、検査役がかかる調査によって得た事実については守秘義務を負う（同条第7項）。

検査役による調査結果報告書については、検査役選任の日から90日以内で裁判所が発行する調査決定書に定められた期限までに裁判所長に対して提出され（法第140条第1項）、裁判所長は調査報告書を受領後14日以内にその写しを調査申立人及び当事会社に対して提供する（同条第2項）。裁判所は、かかる調査結果報告書に基づき違法行為が発見されたとしても、かかる違法行為の差し止めを行う等の対応をすることは想定されていない。あくまでかかる調査結果報告書を受領した申立人が会社に対していかなる対応を取るか検討するための資料を提供するのが制度の趣旨である。

4. 調査費用の負担

会社の調査申立てが認容される場合には、裁判所長は検査役のレベル、当事会社の支払能力及び事業範囲を考慮して調査費用の上限額を定め（法第141条第1項）、かかる調査費用を当事会社に負担させる（同条第2項）。ただ、調査結果に基づき、当事会社からの申立てがあった場合には、裁判所長はかかる調査費用の一部又は全部を、申立人、当事会社の取締役又はコミサリスに負担させることができる。調査の結果、違法行為が発見されなかった場合には、申立人に一部又は全部を負担させるのが合理的と考えられる場合もあり、この費用負担の調整規定により不正な目的の調査申立てを抑制する効果があるといえよう。

第 11 節 会社の法人格の消滅

1. 概要

会社の事業を停止させ、法人格の消滅をもたらす原因となる行為を解散といい、その後、会社と第三者との間の権利義務関係を解消し、残余財産を株主に分配する一連の手続を清算という。会社の法人格は、解散によっては直ちに消滅はせず、清算手続の完了によって法人登記が抹消される時点で消滅する。清算手続中の会社は、既に解散が行われているため事業を継続することはできず、ただ清算手続に必要な行為のみ行うことができるとされている。

2. 解散

会社は以下の事由により解散する（法第 142 条第 1 項）。

- ① 株主総会決議
- ② 定款に規定された会社の存続期間の満了
- ③ 裁判所の決定
- ④ 破産費用の支払ができないことを理由とした商事裁判所による破産手続の取消決定
- ⑤ 破産宣告を受けた会社の破産財団が破産及び債務の支払猶予に関する法律に規定された債務超過状態にある場合
- ⑥ 会社の営業許可が取り消され、法令に従って会社を清算しなければならない場合¹⁴⁶

①の株主総会決議に基づいて解散する場合、議決権ベースで 4 分の 3 以上の株式を保有する株主が出席し、出席株式数の 4 分の 3 以上の賛成（特殊決議）が必要となる（法第 144 条第 2 項）¹⁴⁷。株主総会において会社の解散を提案することができるのは、取締役会、コミサリス会及び議決権ベースで 10%以上の株式を保有する株主である（同条第 1 項）。株主総会において解散決議がなされた場合、決議の時点から解散の効果が発生して清算手続に移行することになる（同条第 3 項）。

②の定款に規定された会社の存続期間が満了した場合、満了をもって会社は当然

¹⁴⁶ 例えば、銀行業や保険業を営む会社がかかる事業のライセンスの取消しを受けた場合には、他の業種を営む会社として存続させることはできず、法は会社を解散させることを義務付けている。

¹⁴⁷ なお、②の存続期間の満了の場合にも、一定の要件を満たしているときには存続期間を延長する旨の株主総会決議により、会社の解散を回避することも可能である。この場合の決議要件も、会社の存続にかかわる重大な意思決定であることから特殊決議が必要となる。

に解散することになるが（法第 145 条）、それ以降 30 日以内に株主総会を開催して清算人を選任しなければならない（同条第 2 項）。なお、定款に規定された会社の存続期間が満了する前に存続期間を延長する旨の定款変更を行うことは可能であり、その場合存続期間の満了日の 60 日前までに存続期間の変更に係る定款変更承認申請を法務人権大臣に対して提出しなければならない¹⁴⁸。

③の裁判所の決定に基づき会社が解散する場合とは、以下の申立てがなされて裁判所がかかる申立内容を認容した場合を意味する（法第 146 条第 1 項）。

- (i) 会社が公共の利益を害し、又は違法行為を犯したとして検察庁から申立てがあった場合
- (ii) 会社の設立証書に法的な瑕疵があったとして利害関係人からの申立てがあった場合
- (iii) 会社が存続できない¹⁴⁹として株主、取締役会又はコミサリス会から申立てがあった場合

解散事由が生じた場合、清算人（⑤の解散事由の場合は管財人）が会社の清算を行うことになり（法第 142 条第 2 項 a）¹⁵⁰、会社自身は清算事務を処理するために必要とされる場合を除いて法的な行為をなすことが禁じられる（同条第 2 項 b、法第 145 条第 3 項）。仮に清算事務に必要な行為以外の法的な行為を会社が行った場合には、取締役及びコミサリス個人が連帯してその責任を負う（法第 142 条第 5 項）。

3. 清算

(1) 清算人の選任

上述の会社の解散事由のうち、①株主総会決議、②会社の存続期間の終了、④破産が取り消されたこと及び⑥の会社の営業許可が取り消されたことによる解散の場合には、それぞれ株主総会決議により清算人が選任される。具体的には、①の場合は、解散決議がなされる株主総会決議において、②の場合は、存続期間の満

¹⁴⁸ 事業の開始に際して、終了期間が確定している等の特別の事情がない限り、会社の存続期間は「無制限」と規定しておくことが望ましい。

¹⁴⁹ 会社が存続できない場合とは、具体的に①会社が 3 年以上事業を行っておらず、税務署への通知によりそのことが立証される場合、②新聞での公告によっても株主の過半数の居所が不明で、株主総会を開催できない場合、③例えば会社の株主（グループ）が株式を 50% ずつ保有して株主総会での決議ができない場合（デッドロックに陥っている場合）、④会社の資産が減少して事業の継続が不可能となった場合などを意味すると説明されている。

¹⁵⁰ 合併の場合には、合併の効果として全ての権利義務関係が存続会社又は新設会社に承継されるため清算手続を行う必要がなく、したがって清算手続を行うことなく合併の効果として当然に法人格が消滅する。

了後 30 日以内に開催される株主総会において（法第 145 条第 2 項）、④の場合は、破産手続の取消決定と同時に管財人を解任し、その後会社は速やかに株主総会を開催し、清算人を選任することになる。なお、株主総会において清算人が選任されなかった場合には、取締役会が清算人としての業務を行う（法第 142 条第 3 項）。③の裁判所の決定によって解散する場合には、裁判所が同時に清算人の選任も行う（法第 146 条第 2 項）。⑤の破産宣告を受けた会社の破産財団が破産法に規定された債務超過状態にある場合には、選任済みの破産管財人がそのまま清算人に選任される。

なお、取締役の選任、一時停職、解任に関する規定、取締役会の権限、義務、責任及び監督に関する規定は、清算人に対しても準用される（法第 142 条第 6 項）。また、取締役は清算人が選任されたことにより当然に解任されるわけではなく、取締役を解任するには別途株主総会の決議が必要である。また、コミサリスも同様に当然には解任されず、コミサリス会は取締役に対するのと同様に、清算人に対する監督義務を有する。

(2) 清算手続

清算人は、解散日から 30 日以内に、以下の通知義務を履行しなければならない（法第 147 条第 1 項）。

- ① 全ての債権者に対して、新聞及び官報にて解散した旨公告する。
- ② 会社登記簿に清算中である旨登記するために法務人権大臣に対して解散した旨通知する。

ここで「解散日」とは、株主総会の解散決議に基づく解散については解散決議がなされた日、裁判所の決定に基づく場合には決定の確定日を意味すると説明されている。

①の全ての債権者に対して新聞及び官報にて通知する事項は、(i) 会社を解散した旨及びその法的根拠、(ii) 清算人の氏名及び住所、(iii) 債権届出書の提出方法、及び(iv) 債権届出書の提出期間である（同条第 2 項）。なお、(iv) の債権届出書の提出期間は新聞又は官報で公告した日のいずれか遅い方から起算して 60 日間とされている（同条第 3 項）。

②の法務人権大臣に対する会社の解散通知には、(i) 会社解散の法的根拠を示す書面及び(ii) 債権者に対する新聞での公告を添付して行わなければならない（同条第 4 項）。

なお、上記の債権者への公告及び法務人権大臣への通知がなされていない場合には、会社は解散した事実を第三者に対して対抗できず（法第148条第1項）、したがって解散の事実を知らない第三者に対しては通常通り債務を履行する義務が依然生じていることになる。清算人が上記の公告及び通知を怠ったことにより第三者に対して損害を被らせた場合には、清算人は会社と連帯してその責めを負う（同条第2項）。

解散決議以降、公告及び通知に続いて、清算人は会社の資産を処分する手続に入る。①会社の資産及び負債の確認、②資産の分配計画の公告、③分配計画に基づく債権者への支払い、④残余資産の株主への分配というのが通常の手続の流れとなる（法第149条第1項）。

会社の負債については、会社（清算人）が自ら把握しているものに加えて、債権者が提出する債権届出を基に、清算人が債権の認否を行い会社の債務総額を確定させる。債権者の提出した債権届出に記載の債権の存在を清算人が否認した場合には、当該債権者は清算人が否認した日から60日以内に、かかる債権の存在確認を求める訴えを管轄の地方裁判所に対して提起することができる（法第150条第1項）。かかる債権の存否に関する紛争が継続している間は、資産の分配手続に移行することはできない。また、債権届出を法定の期限内に提出しなかった債権者は、解散の公告日から2年以内であれば地方裁判所を通して債権届出を提出することができ（同条第2項）、その場合、株主に対して交付される残余財産がまだ残っているときは、そこから当該債権者に優先して支払われ（同条第3項）、既に株主に対して残余財産の分配まで終えているときは、地方裁判所は清算人に対して株主に分配した残余財産を再度回収するよう命じなければならない（同条第4項）。かかる場合、株主は当該債権者の債権額に満つる額を分配を受けた額に比例して返還しなければならない（同条第5項）。

清算人は、会社の資産と負債の確認を行った結果会社が債務超過の状態にあると判断する場合には、法令に別段の定めが無く、かつ知れたる債権者が破産手続以外の方法で債権債務関係の清算を行うことに同意している場合を除き、破産申立てを行わなければならない（法149条第2項）。

会社の資産と負債を確定させた後、清算人は資産の分配計画を策定し、これを公告する¹⁵¹。債権者が分配計画に異議がある場合には、公告から60日以内に清算人に対して異議を申し立てなければならず（同条第3項）、かかる異議申立てを清算

¹⁵¹ 会社法は公告の具体的な方法については定めていないが、解散の公告と同様の方法を取るべきであろう。

人が否認しない場合には、当該債権者は、否認された日から 60 日以内に地方裁判所に訴えを提起することができる。なお、分配計画に対する異議は、分配方法や分配額に関する異議に限られ、自己の債権の存否に関する異議はこの段階では申し立てることはできないと解される。分配計画に関して異議申立てが無い場合には、公告から 60 日の経過をもって債権者への分配を行い、最後に残余財産を株主に対して分配する。

債権者への債務の弁済並びに残余財産の株主への分配等が完了し、株主総会に対する職務完了の報告及び総会による免責の決定がなされると、清算人¹⁵²は 30 日以内に法務人権大臣に清算終了報告を行い、新聞にその旨公告する（法第 152 条第 3 項及び第 7 項）。法務人権大臣は、かかる報告を受けて法人格消滅を登記し会社名を登記簿から抹消するとともに（同条第 5 項）、法人格の抹消について官報に公告する（同条第 8 項）。

加えて、実務的に撤退の場面で注意を要するのは税務当局との関係である。会社を清算して撤退する場合には、当該会社に割り当てられていた納税者番号を税務当局に返納する手続を取ることであり、その際に過去に遡って納税が適切になされていたかの審査がなされる。仮に税務当局に納税漏れがあると判断された場合には、不足分について追徴の手続が取られる。（なお、会社の清算手続をせず、納税者番号も返納せずに会社を休眠状態のままにして撤退するという方法も考えられるが、将来的にインドネシアで再度事業を行う可能性がある場合には、これらの手続を適切に踏んでおくことが肝要であろう。）

¹⁵² 管財人が清算業務を行う場合には管財人と読み替えて適用される（法第 152 条第 4 項）。